

有価証券報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社みずほ銀行

(501015)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	7
3 【事業の内容】	8
4 【関係会社の状況】	11
5 【従業員の状況】	16
第2 【事業の状況】	17
1 【業績等の概要】	17
2 【生産、受注及び販売の状況】	41
3 【対処すべき課題】	41
4 【事業等のリスク】	42
5 【経営上の重要な契約等】	46
6 【研究開発活動】	46
7 【財政状態及び経営成績の分析】	47
第3 【設備の状況】	58
1 【設備投資等の概要】	58
2 【主要な設備の状況】	58
3 【設備の新設、除却等の計画】	60
第4 【提出会社の状況】	61
1 【株式等の状況】	61
(1) 【株式の総数等】	61
【株式の総数】	61
【発行済株式】	62
(2) 【新株予約権等の状況】	75
(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	75
(4) 【所有者別状況】	77
(5) 【大株主の状況】	80
(6) 【議決権の状況】	83
【発行済株式】	83
【自己株式等】	83
(7) 【ストックオプション制度の内容】	83
2 【自己株式の取得等の状況】	84
(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】	84

	【前決議期間における自己株式の取得等の状況】	84
	【株式の種類】	84
	イ【定時総会決議による買受けの状況】	84
	ロ【子会社からの買受けの状況】	85
	ハ【取締役会決議による買受けの状況】	85
	ニ【取得自己株式の処理状況】	85
	ホ【自己株式の保有状況】	85
	【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】	85
3	【配当政策】	85
4	【株価の推移】	85
5	【役員の状況】	86
6	【コーポレート・ガバナンスの状況】	89
第5	【経理の状況】	91
1	【連結財務諸表等】	92
(1)	【連結財務諸表】	92
	【連結貸借対照表】	92
	【連結損益計算書】	93
	【連結剰余金計算書】	94
	【連結キャッシュ・フロー計算書】	95
	【事業の種類別セグメント情報】	135
	【所在地別セグメント情報】	137
	【海外経常収益】	137
	【関連当事者との取引】	137
	【連結附属明細表】	139
	【社債明細表】	139
	【借入金等明細表】	140
(2)	【その他】	140
2	【財務諸表等】	141
(1)	【財務諸表】	141
	【貸借対照表】	141
	【損益計算書】	143
	【利益処分計算書】	145
	【附属明細表】	165
	【有形固定資産等明細表】	165
	【資本金等明細表】	166
	【引当金明細表】	167
(2)	【主な資産及び負債の内容】	177
(3)	【その他】	177
第6	【提出会社の株式事務の概要】	178

第7 【提出会社の参考情報】	179
1 【提出会社の親会社等の情報】	179
2 【その他の参考情報】	179
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	180
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年6月29日
【事業年度】	第4期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）
【会社名】	株式会社みずほ銀行
【英訳名】	Mizuho Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 杉山 清次
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京（03）3596 - 1111（代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 田辺 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京（03）3596 - 1111（代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 田辺 剛
【縦覧に供する場所】	証券取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)当連結会計年度の前3連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
		(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
連結経常収益	百万円	1,418,548	1,352,578	1,244,009	1,333,972
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	626,515	253,894	215,642	300,569
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	687,058	58,374	30,608	173,141
連結純資産額	百万円	1,648,604	1,676,397	1,751,065	2,030,514
連結総資産額	百万円	69,586,868	69,961,495	71,019,914	71,224,386
1株当たり純資産額	円	117.43	122.22	141,999.43	236,067.31
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純 損失)	円	181.92	12.88	5,534.77	35,508.91
潜在株式調整後1株当 り当期純利益	円	-	10.75	4,950.56	29,489.80
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.25	9.91	10.77	10.28
連結自己資本利益率	%	78.37	10.63	4.10	18.20
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	1,507,007	5,605,738	5,996,358	1,893,820
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	1,842,139	6,718,245	5,649,861	470,601
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	219,834	40,693	53,991	118,413
現金及び現金同等物の期 末残高	百万円	4,439,847	3,367,581	3,768,265	2,227,114
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	27,657 [17,559]	26,566 [16,877]	25,061 [16,162]	26,015 [16,902]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 当行は平成16年9月17日の臨時株主総会及び種類株主総会において、親会社である株式会社みずほホールディングス及び株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容との相互関係の統一・整備を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。

当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。

- (1) 普通株式1,000株を1株に併合。
- (2) 第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第四回第四種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、及び第九回第九種優先株式1,000株を1株に併合。
- (3) 第十回第十三種優先株式200株を1株に併合。

なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。

平成14年度期首に当該株式併合が行われたと仮定した場合における1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりであります。なお、平成14年度の数値については新日本監査法人の監査を受けておりません。

		平成14年度	平成15年度
1株当たり純資産額	円	117,439.66	122,228.80
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	181,920.09	12,886.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	10,753.76

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成14年度は1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

6. 連結株価収益率については、当行は上場していないため記載しておりません。

(2)当行の当事業年度の前3事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	1,249,183	1,265,134	1,132,660	1,168,793
経常利益 (は経常損失)	百万円	622,244	274,646	191,411	211,154
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	628,556	98,208	22,129	137,060
資本金	百万円	650,000	650,000	650,000	650,000
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		3,776,704	3,776,704	3,776	3,833
		第一回第一種優先株式	第一回第一種優先株式	第一回第一種優先株式	第二回第二種優先株式
		14,190	14,190	14	43
		第二回第二種優先株式	第二回第二種優先株式	第二回第二種優先株式	第三回第二種優先株式
		43,000	43,000	43	5
		第三回第二種優先株式	第三回第二種優先株式	第三回第二種優先株式	第四回第四種優先株式
		43,000	43,000	43	64
		第四回第四種優先株式	第四回第四種優先株式	第四回第四種優先株式	第五回第五種優先株式
		64,500	64,500	64	85
		第五回第五種優先株式	第五回第五種優先株式	第五回第五種優先株式	第六回第六種優先株式
85,500	85,500	85	71		
第六回第六種優先株式	第六回第六種優先株式	第六回第六種優先株式	第七回第七種優先株式		
71,250	71,250	71	71		
第七回第七種優先株式	第七回第七種優先株式	第七回第七種優先株式	第八回第八種優先株式		
71,250	71,250	71	18		
第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式	第九回第九種優先株式		
18,200	18,200	18	18		
第九回第九種優先株式	第九回第九種優先株式	第九回第九種優先株式	第十回第十三種優先株式		
18,200	18,200	18	1,800		
第十回第十三種優先株式	第十回第十三種優先株式	第十回第十三種優先株式			
360,000	360,000	1,800			
純資産額	百万円	1,688,479	1,754,828	1,820,977	2,019,257
総資産額	百万円	69,305,777	69,829,484	70,501,625	70,003,728
預金残高	百万円	49,007,196	50,541,987	50,989,575	52,368,367
債券残高	百万円	3,918,740	2,810,806	2,346,925	2,016,614
貸出金残高	百万円	37,885,417	37,001,430	34,063,135	34,188,553
有価証券残高	百万円	8,535,213	15,238,948	21,121,490	20,504,122
1株当たり純資産額	円	127.99	142.99	160,510.94	233,138.55

回次		第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
決算年月		平成15年 3 月	平成16年 3 月	平成17年 3 月	平成18年 3 月
1株当たり配当額 (内 1株当たり中間配当額)	円	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		-	-	-	24,250
		第一回第一種優先株式	第一回第一種優先株式	第一回第一種優先株式	第二回第二種優先株式
		-	22.50	22,500	8,200
		第二回第二種優先株式	第二回第二種優先株式	第二回第二種優先株式	第三回第二種優先株式
		-	8.20	8,200	14,000
		第三回第二種優先株式	第三回第二種優先株式	第三回第二種優先株式	第四回第四種優先株式
		-	14.00	14,000	47,600
		第四回第四種優先株式	第四回第四種優先株式	第四回第四種優先株式	第五回第五種優先株式
		-	47.60	47,600	42,000
		第五回第五種優先株式	第五回第五種優先株式	第五回第五種優先株式	第六回第六種優先株式
		-	42.00	42,000	11,000
		第六回第六種優先株式	第六回第六種優先株式	第六回第六種優先株式	第七回第七種優先株式
		-	11.00	11,000	8,000
		第七回第七種優先株式	第七回第七種優先株式	第七回第七種優先株式	第八回第八種優先株式
		-	8.00	8,000	17,500
		第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式	第九回第九種優先株式
		-	17.50	17,500	5,380
		第九回第九種優先株式	第九回第九種優先株式	第九回第九種優先株式	第十回第十三種優先株式
		-	5.38	5,380	16,000
		第十回第十三種優先株式	第十回第十三種優先株式	第十回第十三種優先株式	(普通株式
(普通株式	(普通株式	(普通株式	(第二回第二種優先株式		
-)	-)	-)	-)		
(第一回第一種優先株式	(第一回第一種優先株式	(第一回第一種優先株式	(第三回第二種優先株式		
-)	-)	-)	-)		
(第二回第二種優先株式	(第二回第二種優先株式	(第二回第二種優先株式	(第四回第四種優先株式		
-)	-)	-)	-)		
(第三回第二種優先株式	(第三回第二種優先株式	(第三回第二種優先株式	(第五回第五種優先株式		
-)	-)	-)	-)		
(第四回第四種優先株式	(第四回第四種優先株式	(第四回第四種優先株式	(第六回第六種優先株式		
-)	-)	-)	-)		
(第五回第五種優先株式	(第五回第五種優先株式	(第五回第五種優先株式	(第七回第七種優先株式		
-)	-)	-)	-)		
(第六回第六種優先株式	(第六回第六種優先株式	(第六回第六種優先株式	(第八回第八種優先株式		
-)	-)	-)	-)		
(第七回第七種優先株式	(第七回第七種優先株式	(第七回第七種優先株式	(第九回第九種優先株式		
-)	-)	-)	-)		
(第八回第八種優先株式	(第八回第八種優先株式	(第八回第八種優先株式	(第十回第十三種優先株式		
-)	-)	-)	-)		
(第九回第九種優先株式	(第九回第九種優先株式	(第九回第九種優先株式	-)		
-)	-)	-)	-)		
(第十回第十三種優先株式	(第十回第十三種優先株式	(第十回第十三種優先株式	-)		
-)	-)	-)	-)		
1株当たり当期純利益 (は 1株当たり当期純損失)	円	166.42	23.43	3,289.79	26,057.69
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	-	19.03	3,197.79	21,766.24
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.39	10.02	10.87	10.23
自己資本利益率	%	69.39	17.13	2.13	12.84
配当性向	%	-	-	-	93.52
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	19,496 [10,689]	18,032 [11,424]	16,035 [10,989]	15,621 [11,212]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益（又は当期純損失）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 当行は平成16年9月17日の臨時株主総会及び種類株主総会において、親会社である株式会社みずほホールディングス及び株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容との相互関係の統一・整備を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。

当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。

- (1) 普通株式1,000株を1株に併合。
- (2) 第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第四回第四種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、及び第九回第九種優先株式1,000株を1株に併合。
- (3) 第十回第十三種優先株式200株を1株に併合。

なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。

第1期首に当該株式併合が行われたと仮定した場合における1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりであります。なお、第1期の数値については新日本監査法人の監査を受けておりません。

		第1期	第2期
1株当たり純資産額	円	127,997.72	142,995.92
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	166,429.80	23,434.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	19,037.46

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第1期は1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
5. 株価収益率については、当行は上場していないため記載しておりません。

2【沿革】

明治6年6月	第一国立銀行創設
明治29年9月	株式会社第一銀行に改組
明治30年7月	株式会社日本勸業銀行設立
昭和46年10月	株式会社第一銀行と株式会社日本勸業銀行との合併により株式会社第一勸業銀行発足（資本金540億円）
平成6年10月	第一勸業証券株式会社を設立（現社名 みずほ証券株式会社）
平成7年11月	第一勸業信託銀行株式会社を設立
平成11年4月	第一勸業信託銀行株式会社と富士信託銀行株式会社を合併し、第一勸業富士信託銀行株式会社を設立（現社名 みずほ信託銀行株式会社）
平成12年9月	株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行とともに、株式会社みずほホールディングスを設立
平成12年10月	第一勸業証券株式会社と富士証券株式会社及び興銀証券株式会社を合併し、みずほ証券株式会社を設立
平成12年10月	第一勸業富士信託銀行株式会社と興銀信託銀行株式会社を合併し、みずほ信託銀行株式会社を設立
平成14年1月	当行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の3行を、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編する分割合併契約を締結、また、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社を株式会社みずほホールディングスの直接子会社とする子会社管理営業分割契約を締結（同年2月臨時株主総会にて承認）
平成14年4月	株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割及び合併を行い、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行が発足
平成15年1月	株式会社みずほフィナンシャルグループ発足
平成15年3月	みずほインベスターズ証券株式会社を子会社化
平成15年5月	再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から分離することを目的に、当行の直接子会社として、株式会社みずほプロジェクトを設立
平成17年10月	当初目的を終えたことから、再生専門子会社である株式会社みずほプロジェクトは当行と合併 株式会社みずほホールディングス（現 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー）が保有する当行および株式会社みずほコーポレート銀行の株式の全てを株式会社みずほフィナンシャルグループが取得

3【事業の内容】

当行は、個人・国内一般事業法人・地方公共団体を主要なお客さまとし、銀行業務を中心に、証券業務その他金融サービスに係る事業を行っております。

「みずほフィナンシャルグループ」(以下、「当グループ」という)は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、連結子会社130社及び持分法適用関連会社19社等で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務、資産運用・管理業務などの金融サービスを提供しております。

当行の組織を図によって示すと次のとおりであります。

当行及び当行の主な連結子会社等を事業セグメント別に区分いたしますと、下記のとおりとなります。

銀行業：(株)みずほ銀行、みずほ信用保証(株)

証券業：みずほインベスターズ証券(株)

その他：みずほファクター(株)、ユーシーカード(株)、みずほキャピタル(株)、
確定拠出年金サービス(株)、日本抵当証券(株)

4【関係会社の状況】

(親会社)

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965	金融持株会社	100.00 () []	3 (3)	-	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係	不動産賃貸借関係	-

(連結子会社)

銀行業

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほビジネスサービス株式会社	東京都渋谷区	90	事務受託業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建物の一部賃借	-
みずほインターナショナルビジネスサービス株式会社	東京都中央区	22	事務受託業務	100.00 () []	3	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほスタッフ株式会社	東京都千代田区	90	人材派遣業務	100.00 () []	1	-	預金取引関係 人材派遣関係 業務委託関係	-	-
みずほヒューマンサービス株式会社	東京都千代田区	10	事務受託業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建物の一部賃借	-
みずほゼネラルサービス株式会社	東京都新宿区	20	事務受託業務	100.00 () []	3	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建物の一部賃借	-
みずほマーケティングエキスパートズ株式会社	東京都港区	20	窓口相談等業務・人材派遣業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 業務委託関係 人材派遣関係	-	-
みずほローンエキスパートズ株式会社	東京都千代田区	10	ローン事務受託業務	100.00 () []	3	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほ総合管理株式会社	東京都中央区	300	担保不動産の競落・保有・管理業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 匿名組合出資関係	-	-
みずほ不動産調査サービス株式会社	東京都中央区	60	担保不動産調査・評価業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区	13,281	信用保証業務	100.00 () []	4 (1)	-	預金取引関係	-	-
みずほビジネス金融センター株式会社	東京都千代田区	10	銀行代理店業務	100.00 () []	4	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建物の一部賃借	-

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほギャランティ株式会社	東京都千代田区	2,300	信用保証業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係	-	-
Mizuho Finance (Aruba) A.E.C.	オランダ領アルバ島	10 千米ドル	金融業務	100.00 () []	-	-	金銭貸借関係	-	-
Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited	英国領ケイマン諸島	2,600	金融業務	100.00 () []	-	-	金銭貸借関係	-	-
Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited	英国領ケイマン諸島	2,400	金融業務	100.00 () []	-	-	金銭貸借関係	-	-
MHBK Capital Investment(USD)1 Limited	英国領ケイマン諸島	5,050 千米ドル	金融業務	100.00 () []	-	-	金銭貸借関係	-	-
みずほオペレーションサービス株式会社	東京都港区	20	システム管理業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建物の一部賃借	-
みずほオフィスマネジメント株式会社	東京都千代田区	30	管理事務受託業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建物の一部賃借	-

証券業

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288	証券業務	55.16 (0.01) [0.81]	-	-	預金取引関係 証券取引関係	提出会社より建物の一部賃借	-
みずほインベスターズビジネスサービス株式会社	千葉県船橋市	100	事務代行業務・人材派遣業務	100.00 (100.00) []	-	-	預金取引関係	-	-

その他事業

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほファクター株式会社	東京都千代田区	1,000	ファクタリング業務	100.00 () []	3 (1)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
みずほクレジット株式会社	東京都港区	30	金融業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
信用管理サービス株式会社	東京都港区	10	金融業務	100.00 () []	1	-	預金取引関係	-	-
みずほ債権回収株式会社	東京都中央区	500	債権管理回収業務	100.00 () []	3	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建物の一部賃借	-
みずほE Bサービス株式会社	東京都文京区	50	ソフトウェア業務	100.00 () []	3	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほドリームパートナー株式会社	東京都文京区	10	宝くじ証票整理業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 金銭貸借関係 業務委託関係	-	-
ユーシーカード株式会社	東京都千代田区	500	クレジットカード業務	50.99 () []	5 (2)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 業務委託関係	-	クレジットカード事業に関する包括的業務提携
エムエイチカードサービス株式会社	東京都港区	100	クレジットカード業務	100.00 (100.00) []	-	-	預金取引関係	-	-
みずほキャピタル株式会社	東京都中央区	902	ベンチャーキャピタル業務	49.99 () [24.36]	3 (1)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
みずほキャピタル第1号投資事業有限責任組合	東京都中央区	11,600	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-
エムエイチシー第一号投資事業有限責任組合	東京都中央区	3,000	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-
エムエイチシー第三号投資事業有限責任組合	東京都中央区	3,000	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-
投資事業有限責任組合エムエイチシーアイティー弐千	東京都中央区	5,000	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-
富士銀キャピタル参号投資事業有限責任組合	東京都中央区	1,100	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-
MW 1号投資事業組合	東京都中央区	330	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-
富士銀キャピタル2号投資事業組合	東京都中央区	2,000	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
興銀インベスメント(3iBJ)No.2ファンド	東京都中央区	5,600	金融業務	-	-	-	-	-	-
みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合	東京都中央区	7,440	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-

(持分法適用関連会社)

その他事業

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほマネジメント アドバイザー株式 会社	東京都千代田区	100	企業財務アドバ イザリー業務	50.00 () []	1	-	預金取引関係	-	マーケ ティングに 係る業務 受託
確定拠出年金サー ビス株式会社	東京都港区	2,000	確定拠出年金関 連業務	25.50 () []	-	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほキャピタルパ ートナーズ株式 会社	東京都千代田区	10	企業財務アドバ イザリー業務	50.00 (50.00) []	-	-	-	-	-
MH Capital Develop ment ,Ltd.	英国領ケイマン諸 島	5	金融業務	() [100.00]	-	-	-	-	-
MH Capital Develop ment , Ltd.	英国領ケイマン諸 島	5	金融業務	() [100.00]	-	-	-	-	-
MHCB Consulting (T hailand) Co., Ltd.	タイ王国バンコッ ク市	2,000 千タイバーツ	有価証券投資業 務・コンサルテ ィング業務・ア ドバイザリー業 務	21.00 (21.00) []	-	-	-	-	-
マックス・インベ ストメント・アドバ イザリー株式 会社	東京都中央区	80	コンサルティング 業	25.00 () []	1	-	預金取引関係	-	-
日本抵当証券株式 会社	東京都中央区	1,400	抵当証券業務	25.40 () [19.32]	2	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
日本オー・シー・ア ール株式 会社	東京都台東区	20	データ処理業務	15.00 () []	3	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建 物の一部賃借	-

(注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はみずほインベスターズ証券株式会社であります。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券株式会社であります。

3. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。

4. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による

所有割合（外書き）であります。

5．「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。

6．平成18年5月17日、信用管理サービス株式会社は、清算を結了しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年3月31日現在

	銀行業	証券業	その他	合計
従業員数(人)	22,173 [16,333]	2,134 [350]	1,708 [219]	26,015 [16,902]

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員17,731人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
15,621 [11,212]	37.4	15.5	7,102

(注) 1. 従業員数は、執行役員29人(取締役兼務者の7人を含まず)、嘱託及び臨時従業員11,887人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 平均勤続年数は、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループ、みずほ情報総研株式会社からの転籍転入者については転籍元会社での勤続年数を通算しております。

5. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与には現地採用者は含んでおりません。

6. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、組合員数は、14,954人でありま
す。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績

金融経済環境

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済につきましては、米国及び中国経済の好調を主因に総じて堅調に推移しました。日本経済につきましては、企業業績の継続的な改善等を背景に設備投資や個人消費が回復し、景気は堅調に推移しました。物価につきましては、世界的な商品市況上昇等により、国内においても企業物価の上昇が続く、消費者物価は小幅ながら上昇に転じました。これらを受けて、日本銀行は3月に量的緩和政策を解除いたしました。

また、国内の金融資本市場におきましては、株価は企業業績の改善等を背景に上昇を続けました。長期金利につきましては、デフレ脱却期待や量的緩和解除の動き等を受けて上昇基調で推移いたしました。

金融界においては、不良債権処理等の財務上の課題への対応がほぼ完了し、戦略的な業務提携の動きが加速しつつあります。また、銀行代理店制度の見直し等の規制緩和も進んでおります。金融機関においては、こうした環境変化を踏まえ、競争上の優位性を確保し、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

当連結会計年度（平成17年4月1日～平成18年3月31日）の概況

(ア) 連結の範囲

当連結会計年度の連結の範囲につきましては、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は38社、持分法適用関連会社は9社であります。

(イ) 業績の概要

当連結会計年度の業績は以下のとおりであります。

当連結会計年度（平成17年4月1日～平成18年3月31日）の連結損益状況

みずほフィナンシャルグループは、新たな事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』に基づき、経営戦略のフェーズ転換を進め、高水準の財務健全性の維持とともに、トップライン収益の拡大に注力して参りました結果、連結当期純利益は前連結会計年度比で225億円増加し、6,499億円となりました。

このような背景のもと、当行の連結業績について見ますと、当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度比899億円増加し、1兆3,339億円となりました。主な内訳は、資金運用収益が、前連結会計年度からの貸出金減少の影響等により同163億円減少の6,919億円、役務取引等収益が、ソリューション関連業務や投資信託販売・年金保険販売等の手数料増強により、同499億円増加の3,244億円、その他業務収益が外国為替売買益の増加等により同688億円増加の2,196億円、などとなっております。

経常費用は前連結会計年度比50億円増加の1兆334億円となりました。これは、システム統合完了に伴うIT関連を中心としたベース経費の削減等により、営業経費が同79億円減少の6,044億円、その他経常費用が与信関係費用の減少等により同617億円減少の1,632億円となった一方で、資金調達費用が同102億円増加の780億円、その他業務費用が、保有債券の含み損処理を主因として同565億円増加の1,274億円となったことなどによるものであります。これらにより、連結経常利益は同849億円増加の3,005億円となりました。

特別利益は、前連結会計年度比146億円増加の393億円、特別損失は、固定資産の減損損失が減少したことなどにより同527億円減少の534億円となった結果、税金等調整前当期純利益は同1,523億円増加の2,864億円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前連結会計年度比91億円増加の112億円となり、法人税等調整額は、同116億円減少して780億円、少数株主利益は同123億円増加し239億円となりました。

以上の結果、連結当期純利益は前連結会計年度比1,425億円増加の1,731億円となりました。

当連結会計年度末（平成18年3月31日現在）の連結貸借対照表

[資産の部]

現金預け金は前連結会計年度末比1兆6,599億円減少の3兆2,426億円、債券貸借取引支払保証金が同3,662億円減少の2兆3,504億円、有価証券が同1,192億円減少の20兆3,388億円、貸出金が同1,154億円減少の34兆1,308億円となりましたが、買入金銭債権が同1兆2,285億円増加の2兆218億円、支払承諾見返が同1兆1,129億円増加の3兆146億円となったことなどにより、資産の部合計は同2,044億円増加の71兆2,243億円となりました。

[負債の部]

預金が前連結会計年度末比1兆5,968億円増加の52兆3,048億円、支払承諾が同1兆1,129億円増加の3兆146億円となりましたが、譲渡性預金が同3兆2,266億円減少の1兆9,375億円となったことなどにより、負債の部合計は同1,720億円減少の68兆8,000億円となりました。

[資本の部]

資本の部合計は前連結会計年度末比2,794億円増加の2兆305億円、1株当たり純資産額は236,067円31銭となりました。

自己資本比率

国内基準による連結自己資本比率は前連結会計年度末比0.49ポイント低下し10.28%、単体自己資本比率は同0.64ポイント低下し10.23%となりました。

セグメントの状況

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他事業に区分して記載しております。連結経常利益3,005億円は、銀行業で2,083億円、証券業で797億円、その他事業で128億円（但し、相殺消去額等控除前）の利益を計上したことによるものであります。なお、全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。また、海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載しておりません。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローンによる資金放出の増加等の、資金運用・調達勘定の増減を反映し、前連結会計年度比7兆8,901億円減少の1兆8,938億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主に国債等有価証券の保有残高の減少等を反映し、同6兆1,204億円増加の4,706億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、同1,724億円減少の1,184億円となりました。なお、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、同1兆5,411億円減少の2兆2,271億円となっております。

(1) 事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で6,103億円、証券業で5億円、その他事業で31億円、相殺消去後で合計6,138億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で2,245億円、証券業で331億円、その他事業で148億円、相殺消去後で合計2,708億円となりました。特定取引収支は、銀行業で12億円、証券業で391億円、合計378億円となりました。その他業務収支は、銀行業で884億円、証券業で3億円、その他事業で35億円、相殺消去後で合計922億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他事業	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	637,143	223	3,222	20	640,568
	当連結会計年度	610,380	563	3,179	223	613,899
うち資金運用収益	前連結会計年度	703,753	1,009	4,985	1,420	708,328
	当連結会計年度	687,369	1,223	5,231	1,888	691,936
うち資金調達費用	前連結会計年度	66,609	785	1,763	1,399	67,759
	当連結会計年度	76,989	660	2,052	1,664	78,036
役務取引等収支	前連結会計年度	189,519	30,110	4,690	1,462	222,858
	当連結会計年度	224,536	33,112	14,868	1,663	270,854
うち役務取引等収益	前連結会計年度	238,134	31,649	7,116	2,399	274,500
	当連結会計年度	271,539	43,589	21,384	12,055	324,457
うち役務取引等費用	前連結会計年度	48,615	1,538	2,425	937	51,642
	当連結会計年度	47,002	10,476	6,515	10,391	53,602
特定取引収支	前連結会計年度	27,698	13,176			40,874
	当連結会計年度	1,227	39,116			37,888
うち特定取引収益	前連結会計年度	28,267	13,176			41,443
	当連結会計年度	5,441	39,121			44,562
うち特定取引費用	前連結会計年度	568				568
	当連結会計年度	6,669	5			6,674
その他業務収支	前連結会計年度	79,855	140	1	37	79,959
	当連結会計年度	88,463	316	3,536	50	92,265
うちその他業務収益	前連結会計年度	150,712	140	53	37	150,868
	当連結会計年度	213,091	316	6,331	56	219,681
うちその他業務費用	前連結会計年度	70,857		52		70,909
	当連結会計年度	124,627		2,794	6	127,416

(注) 1. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下の通りです。

銀行業.....銀行業

証券業.....証券業

その他事業...クレジットカード業、ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

2. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(2) 国内・海外別収支

国内の資金運用収支は6,062億円、海外の資金運用収支は87億円となり、資金運用収支の合計（相殺消去後）は6,138億円となりました。また、役務取引等収支は2,708億円、特定取引収支は378億円、その他業務収支は922億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	631,751	8,844	26	640,568
	当連結会計年度	606,233	8,799	1,133	613,899
うち資金運用収益	前連結会計年度	708,254	22,610	22,536	708,328
	当連結会計年度	691,852	20,940	20,856	691,936
うち資金調達費用	前連結会計年度	76,503	13,765	22,509	67,759
	当連結会計年度	85,618	12,141	19,723	78,036
役務取引等収支	前連結会計年度	223,065	206		222,858
	当連結会計年度	270,854	186	186	270,854
うち役務取引等収益	前連結会計年度	274,707		206	274,500
	当連結会計年度	324,457			324,457
うち役務取引等費用	前連結会計年度	51,642	206	206	51,642
	当連結会計年度	53,602	186	186	53,602
特定取引収支	前連結会計年度	40,874			40,874
	当連結会計年度	37,888			37,888
うち特定取引収益	前連結会計年度	41,443			41,443
	当連結会計年度	44,562			44,562
うち特定取引費用	前連結会計年度	568			568
	当連結会計年度	6,674			6,674
その他業務収支	前連結会計年度	79,969	9		79,959
	当連結会計年度	92,274	9		92,265
うちその他業務収益	前連結会計年度	150,868			150,868
	当連結会計年度	219,681			219,681
うちその他業務費用	前連結会計年度	70,899	9		70,909
	当連結会計年度	127,407	9		127,416

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。

2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(3) 国内・海外別資金運用 / 調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は58兆8,368億円となり、主な内訳として貸出金32兆5,437億円、有価証券20兆5,515億円となりました。海外の資金運用勘定の平均残高は7,965億円となりました。また利回りは、国内で1.17%、海外で2.62%となりました。他方、国内の資金調達勘定の平均残高は61兆4,286億円となり、主な内訳として預金49兆7,230億円となりました。海外の資金調達勘定の平均残高は5,356億円となりました。また、利回りは国内で0.13%、海外で2.26%となりました。

国内・海外合算ベースで相殺消去額を控除してみますと、資金運用勘定の平均残高は58兆8,316億円、利息は6,919億円、利回りは1.17%となりました。他方、資金調達勘定の平均残高は61兆1,506億円、利息は780億円、利回りは0.12%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	59,145,205	708,254	1.19
	当連結会計年度	58,836,882	691,852	1.17
うち貸出金	前連結会計年度	34,261,873	589,180	1.71
	当連結会計年度	32,543,714	535,524	1.64
うち有価証券	前連結会計年度	17,184,582	65,434	0.38
	当連結会計年度	20,551,572	94,929	0.46
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	3,467,935	2,327	0.06
	当連結会計年度	2,183,600	1,373	0.06
うち買現先勘定	前連結会計年度	55,455	1	0.00
	当連結会計年度	59,072	3	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	2,160,868	371	0.01
	当連結会計年度	1,323,688	267	0.02
うち預け金	前連結会計年度	1,187,373	17,259	1.45
	当連結会計年度	816,869	20,127	2.46
資金調達勘定	前連結会計年度	61,787,673	76,503	0.12
	当連結会計年度	61,428,615	85,618	0.13
うち預金	前連結会計年度	48,669,277	22,405	0.04
	当連結会計年度	49,723,092	29,947	0.06
うち譲渡性預金	前連結会計年度	4,136,382	1,016	0.02
	当連結会計年度	3,161,997	1,168	0.03
うち債券	前連結会計年度	2,545,648	6,224	0.24
	当連結会計年度	2,210,270	3,372	0.15
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	2,225,932	84	0.00
	当連結会計年度	2,237,537	79	0.00
うち売現先勘定	前連結会計年度	200,184	3	0.00
	当連結会計年度	391,988	10	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	2,404,730	6,013	0.25
	当連結会計年度	2,129,563	12,540	0.58
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	4,833	2	0.05
	当連結会計年度	7,700	2	0.02
うち借入金	前連結会計年度	1,555,802	39,969	2.56
	当連結会計年度	1,308,696	35,116	2.68

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	911,833	22,610	2.47
	当連結会計年度	796,546	20,940	2.62
うち貸出金	前連結会計年度	911,833	22,536	2.47
	当連結会計年度	796,546	20,856	2.61
うち有価証券	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち買現先勘定	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち預け金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
資金調達勘定	前連結会計年度	650,983	13,765	2.11
	当連結会計年度	535,696	12,141	2.26
うち預金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち譲渡性預金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち売現先勘定	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコマースナル・ペーパー	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち借入金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			

- (注) 1. 平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（）	合計	小計	相殺消去額（）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	60,057,038	916,834	59,140,204	730,864	22,536	708,328	1.19
	当連結会計年度	59,633,428	801,746	58,831,682	712,792	20,856	691,936	1.17
うち貸出金	前連結会計年度	35,173,707	911,833	34,261,873	611,717	22,536	589,180	1.71
	当連結会計年度	33,340,260	796,546	32,543,714	556,380	20,856	535,524	1.64
うち有価証券	前連結会計年度	17,184,582	5,001	17,179,581	65,434		65,434	0.38
	当連結会計年度	20,551,572	5,200	20,546,372	94,929		94,929	0.46
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	3,467,935		3,467,935	2,327		2,327	0.06
	当連結会計年度	2,183,600		2,183,600	1,373		1,373	0.06
うち買現先勘定	前連結会計年度	55,455		55,455	1		1	0.00
	当連結会計年度	59,072		59,072	3		3	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	2,160,868		2,160,868	371		371	0.01
	当連結会計年度	1,323,688		1,323,688	267		267	0.02
うち預け金	前連結会計年度	1,187,373		1,187,373	17,259		17,259	1.45
	当連結会計年度	816,869		816,869	20,127		20,127	2.46
資金調達勘定	前連結会計年度	62,438,656	911,833	61,526,823	90,268	22,509	67,759	0.11
	当連結会計年度	61,964,311	813,658	61,150,653	97,759	19,723	78,036	0.12
うち預金	前連結会計年度	48,669,277		48,669,277	22,405		22,405	0.04
	当連結会計年度	49,723,092		49,723,092	29,947		29,947	0.06
うち譲渡性預金	前連結会計年度	4,136,382		4,136,382	1,016		1,016	0.02
	当連結会計年度	3,161,997		3,161,997	1,168		1,168	0.03
うち債券	前連結会計年度	2,545,648		2,545,648	6,224		6,224	0.24
	当連結会計年度	2,210,270		2,210,270	3,372		3,372	0.15
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	2,225,932		2,225,932	84		84	0.00
	当連結会計年度	2,237,537		2,237,537	79		79	0.00
うち売現先勘定	前連結会計年度	200,184		200,184	3		3	0.00
	当連結会計年度	391,988		391,988	10		10	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	2,404,730		2,404,730	6,013		6,013	0.25
	当連結会計年度	2,129,563		2,129,563	12,540		12,540	0.58
うちコマース・ペーパー	前連結会計年度	4,833		4,833	2		2	0.05
	当連結会計年度	7,700		7,700	2		2	0.02
うち借入金	前連結会計年度	1,555,802	911,833	643,969	39,969	22,509	17,459	2.71
	当連結会計年度	1,308,696	813,658	495,037	35,116	19,723	15,393	3.10

（注）「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

(4) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益はすべて国内で3,244億円となり、主な内訳として為替業務911億円、証券関連業務795億円、預金・債券・貸出業務508億円となりました。また、役務取引等費用は536億円で、そのうち為替業務が234億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	274,707		206	274,500
	当連結会計年度	324,457			324,457
うち預金・債券・貸出業務	前連結会計年度	42,413			42,413
	当連結会計年度	50,824			50,824
うち為替業務	前連結会計年度	91,134			91,134
	当連結会計年度	91,179			91,179
うち証券関連業務	前連結会計年度	56,961			56,961
	当連結会計年度	79,580			79,580
うち代理業務	前連結会計年度	20,436			20,436
	当連結会計年度	30,119			30,119
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	6,213			6,213
	当連結会計年度	6,137			6,137
うち保証業務	前連結会計年度	13,950			13,950
	当連結会計年度	17,960			17,960
役務取引等費用	前連結会計年度	51,642	206	206	51,642
	当連結会計年度	53,602	186	186	53,602
うち為替業務	前連結会計年度	22,878			22,878
	当連結会計年度	23,442			23,442

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

(5) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益はすべて国内で445億円となり、主な内訳として商品有価証券収益434億円となりました。また、特定取引費用はすべて国内で66億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	41,443			41,443
	当連結会計年度	44,562			44,562
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	15,489			15,489
	当連結会計年度	43,406			43,406
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	25,400			25,400
	当連結会計年度				
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	552			552
	当連結会計年度	1,156			1,156
特定取引費用	前連結会計年度	568			568
	当連結会計年度	6,674			6,674
うち商品有価証券費用	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	568			568
	当連結会計年度	212			212
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度				
	当連結会計年度	6,461			6,461
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度				
	当連結会計年度				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

特定取引資産・負債の内訳（未残）

特定取引資産はすべて国内で8,913億円となり、主な内訳として特定金融派生商品3,874億円となりました。また、特定取引負債はすべて国内で5,851億円となり、主な内訳として特定金融派生商品3,111億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	1,034,642			1,034,642
	当連結会計年度	891,302			891,302
うち商品有価証券	前連結会計年度	266,761			266,761
	当連結会計年度	292,219			292,219
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度				
	当連結会計年度	173			173
うち特定取引有価証券	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	69			69
	当連結会計年度	46			46
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	579,323			579,323
	当連結会計年度	387,405			387,405
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	188,487			188,487
	当連結会計年度	211,457			211,457
特定取引負債	前連結会計年度	740,113			740,113
	当連結会計年度	585,177			585,177
うち売付商品債券	前連結会計年度	222,141			222,141
	当連結会計年度	273,666			273,666
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	32			32
	当連結会計年度	317			317
うち特定取引売付債券	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	406			406
	当連結会計年度	17			17
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	517,532			517,532
	当連結会計年度	311,175			311,175
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度				
	当連結会計年度				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(6) 国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	50,707,935			50,707,935
	当連結会計年度	52,304,807			52,304,807
うち流動性預金	前連結会計年度	30,821,962			30,821,962
	当連結会計年度	32,716,774			32,716,774
うち定期性預金	前連結会計年度	17,831,321			17,831,321
	当連結会計年度	17,723,247			17,723,247
うちその他	前連結会計年度	2,054,651			2,054,651
	当連結会計年度	1,864,785			1,864,785
譲渡性預金	前連結会計年度	5,164,250			5,164,250
	当連結会計年度	1,937,580			1,937,580
総合計	前連結会計年度	55,872,185			55,872,185
	当連結会計年度	54,242,387			54,242,387

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(7) 国内・海外別債券残高の状況
債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付みずほ銀行債券	前連結会計年度	1,534,482		1,534,482
	当連結会計年度	1,361,378		1,361,378
割引みずほ銀行債券	前連結会計年度	812,443		812,443
	当連結会計年度	655,235		655,235
合計	前連結会計年度	2,346,925		2,346,925
	当連結会計年度	2,016,614		2,016,614

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 利付みずほ銀行債券には、「利付みずほ銀行債券(利子一括払)」を含んでおります。

[次へ](#)

(8) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成17年3月31日		平成18年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	34,246,292	100.00	34,130,843	100.00
製造業	3,590,409	10.48	3,358,903	9.84
農業	42,097	0.12	40,135	0.12
林業	1,330	0.00	1,154	0.00
漁業	1,702	0.00	2,115	0.01
鉱業	13,224	0.04	10,767	0.03
建設業	981,333	2.87	873,419	2.56
電気・ガス・熱供給・水道業	85,658	0.25	86,589	0.25
情報通信業	445,038	1.30	436,534	1.28
運輸業	976,962	2.85	988,547	2.90
卸売・小売業	4,922,774	14.38	4,643,552	13.61
金融・保険業	1,325,289	3.87	1,711,277	5.01
不動産業	3,841,261	11.22	3,766,162	11.03
各種サービス業	6,587,874	19.24	6,688,004	19.60
地方公共団体	270,723	0.79	277,685	0.81
その他	11,160,614	32.59	11,245,994	32.95
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	34,246,292		34,130,843	

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成17年3月31日	インドネシア	633
	その他（なし）	
	合計	633
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)
平成18年3月31日	インドネシア	651
	その他（なし）	
	合計	651
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)

（注）「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(9) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	16,634,688		16,634,688
	当連結会計年度	15,417,471		15,417,471
地方債	前連結会計年度	122,390		122,390
	当連結会計年度	147,723		147,723
社債	前連結会計年度	1,340,551		1,340,551
	当連結会計年度	1,999,261		1,999,261
株式	前連結会計年度	1,601,755		1,601,755
	当連結会計年度	1,566,413		1,566,413
その他の証券	前連結会計年度	758,761		758,761
	当連結会計年度	1,208,013		1,208,013
合計	前連結会計年度	20,458,148		20,458,148
	当連結会計年度	20,338,883		20,338,883

- （注）1．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2．「海外」とは、海外連結子会社であります。
3．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、表題に「(単体+再生専門子会社)」と記載しているものにつきましては、株式会社みずほ銀行の計数に株式会社みずほプロジェクトの計数を単純合算したものを記載しております。

1. 損益状況

(1) 損益の概要(単体+再生専門子会社)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	900,109	882,957	17,152
経費(除く臨時処理分)	549,201	517,241	31,959
人件費	148,512	139,731	8,781
物件費	365,635	344,801	20,833
税金	35,053	32,709	2,344
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	350,908	365,715	14,806
一般貸倒引当金繰入額	88,667	283	88,383
業務純益	439,576	365,999	73,576
うち国債等債券損益	29,102	88,156	59,054
臨時損益	287,359	159,362	127,996
株式等損益	37,191	16,093	21,098
不良債権処理額	208,929	64,525	144,403
その他	115,622	110,931	4,690
経常利益	152,216	206,636	54,420
特別損益	52,392	4,040	56,432
うち動産不動産処分損益	2,806	3,038	5,845
うち減損損失	54,666	14,462	40,204
うち退職給付関連損益	12,510	22,417	9,907
うち貸倒引当金繰取崩額等	29,244	32,407	3,163
税引前当期純利益	99,824	210,677	110,852
法人税、住民税及び事業税	524	521	2
法人税等調整額	87,119	77,614	9,505
当期純利益	12,180	132,541	120,360

与信関係費用	+ +	91,017	31,833	59,184
--------	-----	--------	--------	--------

(参考) 与信関係費用の内訳

一般貸倒引当金繰入額	141,275	1,235	140,039
貸出金償却	63,470	53,125	10,344
個別貸倒引当金繰入額	119,142	27,238	146,380
特定海外債権引当勘定繰入額	44	1	43
その他債権売却損等	49,724	7,183	42,541
合計	91,017	31,833	59,184

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金純繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び経費のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却 - 投資損失引当金純繰入額(債券対応分) ± 金融派生商品損益(債券関連)
6. 株式等損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金純繰入額(株式対応分) ± 金融派生商品損益(株式関連)

(2) 営業経費の内訳(単体)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	124,259	121,847	2,411
退職金	2,799	615	2,183
退職給付費用	24,628	24,650	22
福利厚生費	27,477	25,158	2,319
減価償却費	72,342	63,230	9,111
土地建物機械賃借料	82,794	74,093	8,701
営繕費	2,191	1,772	419
消耗品費	4,258	4,778	519
給水光熱費	7,161	6,257	904
旅費	1,366	1,382	16
通信費	13,257	12,076	1,181
広告宣伝費	4,469	7,438	2,968
租税公課	34,159	32,253	1,906
その他	177,382	177,678	296
計	578,549	553,232	25,316

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度（％） （A）	当事業年度（％） （B）	増減（％） （B） - （A）
（1）資金運用利回	1.09	1.05	0.04
（イ）貸出金利回	1.64	1.54	0.09
（ロ）有価証券利回	0.28	0.35	0.07
（2）資金調達原価（含む経費）	0.92	0.87	0.04
（イ）預金債券等原価（含む経費）	0.98	0.93	0.05
預金債券等利回	0.03	0.02	0.00
（ロ）外部負債利回	0.33	0.24	0.08
（3）総資金利鞘	-	0.17	0.18
（4）預貸金利鞘	-	0.65	0.61
（5）預貸金利回差	-	1.61	1.51

（注）1. 「国内業務部門」とは、円建取引であります。

2. 「預金債券等」には、譲渡性預金を含んでおります。

3. 「外部負債」 = コールマネー + 売現先勘定 + 売渡手形 + コマーシャル・ペーパー + 借入金

3. 自己資本利益率（単体）

	前事業年度（％） （A）	当事業年度（％） （B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金純繰入前）	57.7	42.2	15.5
業務純益ベース	72.9	42.2	30.7
当期純利益ベース	2.1	12.8	10.7

（注）

当期純利益等 - 優先株式配当金総額

自己資本利益率 = $\frac{\text{当期純利益等} - \text{優先株式配当金総額}}{\{ (\text{期首株主資本} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \}} \times 100$

4. 預金・債券・貸出金の状況

(1) 預金・債券・貸出金の残高（単体）

	前事業年度 （百万円）（A）	当事業年度 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	50,989,575	52,368,367	1,378,792
預金（平残）	48,875,970	49,933,728	1,057,758
債券（未残）	2,346,925	2,016,614	330,311
債券（平残）	2,545,648	2,210,270	335,378
貸出金（未残）	34,063,135	34,188,553	125,417
貸出金（平残）	33,932,143	32,475,847	1,456,296

(2)個人・法人別預金残高(単体・国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	29,104,790	29,945,939	841,149
一般法人	19,021,666	19,281,696	260,030
金融機関・政府公金	2,801,590	3,094,002	292,412
合計	50,928,048	52,321,638	1,393,590

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達整理前の計数です。

(3)消費者ローン残高(単体+再生専門子会社)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	11,362,066	11,419,073	57,007
うち住宅ローン残高	10,499,489	10,455,835	43,654
うち居住用住宅ローン残高	8,758,468	8,938,013	179,545
うちその他ローン残高	862,577	963,238	100,661

(4)中小企業等貸出金(単体+再生専門子会社)

		前事業年度(A)	当事業年度(B)	増減(B)-(A)
中小企業等貸出金比率	%	77.4	78.4	0.9
中小企業等貸出金残高	百万円	26,565,669	26,810,807	245,137

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 「中小企業等」とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食店・サービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業・飲食店は50人、サービス業は100人)以下の会社および個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	317	2,548	393	2,777
信用状	9,319	101,349	8,860	108,345
保証	20,452	1,734,989	20,644	2,723,587
計	30,088	1,838,888	29,897	2,834,710

(注) 保証には、当事業年度から当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。

6. 内国為替の状況(単体)

区分	前事業年度		当事業年度		
	口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)	
送金為替	各地へ向けた分	202,430	737,153,527	159,300	880,082,271
	各地より受けた分	184,576	607,939,222	169,003	598,589,190
代金取立	各地へ向けた分	2,620	12,320,111	3,205	8,008,823
	各地より受けた分	3,135	31,216,150	3,086	50,336,317

7. 外国為替の状況(単体)

--	--	--	--	--

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	79,121	84,733
	買入為替	8,917	9,330
被仕向為替	支払為替	72,188	79,257
	取立為替	5,440	5,436
合計		165,668	178,758

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年3月31日	平成18年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本剰余金	762,345	762,345
	利益剰余金	150,619	144,433
	連結子会社の少数株主持分	281,419	347,644
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	246,707	297,454
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	営業権相当額()	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()	-	-
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計(上記各項目の合計額)	-	1,904,424
	繰延税金資産の控除金額()(注2)	-	-
	計 (A)	1,844,384	1,904,424
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注3)	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	117,596	101,400
	一般貸倒引当金	272,426	271,521
	負債性資本調達手段等	1,248,572	1,222,924
	うち永久劣後債務(注4)	459,872	414,024
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)	788,700	808,900
	計	1,638,595	1,595,846
	うち自己資本への算入額 (B)	1,562,150	1,530,921
控除項目	控除項目(注6) (C)	26,555	35,670
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	3,379,978	3,399,676
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	29,374,675	31,012,013
	オフ・バランス取引項目	1,982,313	2,043,611
	計 (E)	31,356,988	33,055,624
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		10.77	10.28

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 平成18年3月31日における当行の「繰延税金資産の純額に相当する額」は352,621百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は761,769百万円であります。
3. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
6. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年3月31日	平成18年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本準備金	762,345	762,345
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	-	-
	任意積立金	-	-
	次期繰越利益	222,766	137,904
	その他	246,788	297,562
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式（ ）	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計（上記各項目の合計額）	-	1,847,812
	繰延税金資産の控除金額（ ）（注2）	-	-
	計（A）	1,881,900	1,847,812
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注3）	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	117,596	101,400
	一般貸倒引当金	222,348	227,661
	負債性資本調達手段等	1,248,572	1,223,124
	うち永久劣後債務（注4）	459,872	414,024
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注5）	788,700	809,100
	計	1,588,518	1,552,185
	うち自己資本への算入額（B）	1,562,741	1,528,701
控除項目	控除項目（注6）（C）	24,757	33,207
自己資本額	（A）+（B）-（C）（D）	3,419,884	3,343,307
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	29,462,355	30,682,863
	オフ・バランス取引項目	1,989,181	1,985,521
	計（E）	31,451,536	32,668,384
単体自己資本比率（国内基準）= D / E × 100（%）		10.87	10.23

- （注）1．当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2．平成18年3月31日における当行の「繰延税金資産に相当する額」は369,956百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は739,125百万円であります。
- 3．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 4．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- （1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- （2）一定の場合を除き、償還されないものであること
- （3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- （4）利払い義務の延期が認められるものであること
- 5．告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
- 6．告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

() 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited (以下、「MPCA」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCA優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited (以下、「MPE」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPE優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	Series A、Series Bともに平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	Series A 636億円 Series B 697億5,000万円	Series A 676億2,000万円 Series B 550億4,000万円
払込日	平成14年2月14日	Series A 平成14年8月9日 Series B 平成14年8月30日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPCAに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がMPCAに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がMPCAに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPEに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がMPEに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がMPEに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。

分配可能額制限	当行がMPCAに対して、分配可能額制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注3）に制限される。	当行がMPC Eに対して、分配可能額制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注3）に制限される。
配当制限	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本MPCA優先出資証券への配当も同じ割合で減額される	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本MPC E優先出資証券への配当も同じ割合で減額される
残余財産請求権	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格

（注）1．損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行が各発行体に対して交付する証明書（ただし、損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当行の裁量による）であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の終了を内容とする更生計画の認可がなされた場合、 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、 監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回る事となる場合、 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2．当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3．可処分分配可能額

ある会計年度の直前の会計年度に係る当行の分配可能額から、ある会計年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある会計年度に当行優先株式に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCA（MPC Eの欄についてはMPC E）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。調整後の可処分分配可能額 = 可処分分配可能額 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

4．分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

5．強制配当日

当行普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6．パリティ優先出資証券

MPCA（MPC EについてはMPC E）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCA優先出資証券（MPC Eについては本MPC E優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPCA優先出資証券の総称。（たとえば、MPCAのケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たにMPCAから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

発行体	MHBK Capital Investment (USD) 1 Limited (以下、「B K C I (U S D) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本B K C I (U S D) 1 優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日
発行総額	432百万米ドル
払込日	平成18年3月13日
配当停止条件	(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額(注11)が不足し、または当行優先株式(注12)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がB K C I (U S D) 1 に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がB K C I (U S D) 1 に対して配当停止通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度の翌会計年度中の配当日においては、本B K C I (U S D) 1 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本B K C I (U S D) 1 優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注11)の範囲で支払われる。
配当制限	本B K C I (U S D) 1 優先出資証券及びこれと同順位の配当受領権を有する其他証券の配当合計金額が、当行の分配可能額を超えてはならない。
残余財産請求権	当行優先株式(注12)と同格

(注)7. 清算事由

当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

8. 更生事由

当行につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

9. 支払不能事由

当行につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

10. 公的介入

監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

11. 本B K C I (U S D) 1 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

前年度の分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本B K C I (U S D) 1 優先出資証券への満額配当金額と、本B K C I (U S D) 1 優先出資証券の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本B K C I (U S D) 1 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

前年度の分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本B K C I (U S D) 1 優先出資証券の配当日までに支払われた本B K C I (U S D) 1 優先出資証券および6月の本B K C I (U S D) 1 優先出資証券の配当日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本B K C I (U S D) 1 優先出資証券への12月の配当日における満額配当金額と、6月の本B K C I (U S D) 1 優先出資証券への配当日の翌日から12月の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式。

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

資産の査定額（単体+再生専門子会社）

債権の区分	平成17年3月31日
	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	956
危険債権	4,283
要管理債権	2,759
正常債権	356,107

（注） 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

資産の査定額（単体）

債権の区分	平成17年3月31日	平成18年3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	866	981
危険債権	3,359	2,546
要管理債権	2,664	2,458
正常債権	355,056	368,878

（注） 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行としての業務の特殊性から該当する情報がないため、記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当グループは、平成17年4月に策定した事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』の基本コンセプトであるお客様の支持獲得のために、同プランの着実な推進を通じて、本格的な収益増強と安定的な財務基盤を実現すると同時に、内部管理態勢の一層の強化を通じて、より強固な経営体制の構築を目指してまいります。

【ビジネスポートフォリオ戦略】

当行は、個人マーケットにおきましては、更なる収益力強化を進めるべく、コンサルティングビジネスや個人ローン分野において、営業体制の強化や新商品開発等に取り組むほか、「みずほマイレージクラブ」につきましては、他業態との提携拡大等により商品性向上に取り組んでまいります。また、個人のお客様向けサービスに特化した新型店舗の展開等を通じて、さまざまなニーズにお応えするネットワークを構築してまいります。さらに、ATM取引における生体認証（指静脈認証）の導入などセキュリティ対策を一層強化してまいります。

一方、中堅・中小企業マーケットにおきましては、ソリューションビジネス推進による非金利収益増強を進めるとともに、専任スタッフによる新規貸出強化等により優良貸出資産を積極的に積み上げてまいります。

こうした取引拡大・充実を通じて、お客さまとの長期的な信頼関係を構築し、安定的な収益基盤の確立を図ってまいります。

【コーポレートマネジメント戦略】

コーポレートマネジメント戦略といたしましては、当グループはニューヨーク証券取引所への上場、社会的責任活動の推進及びブランド戦略強化に引き続き取り組んでまいります。

ニューヨーク証券取引所への上場につきましては、コーポレートガバナンスの透明性確保と投資家の皆さまからの信頼を高めるために、早期の上場を実現すべく、現在の日本基準での開示に加え、国際標準の一つとされる米国会計基準に則した情報開示を行う体制を整えるとともに、国際的に最も厳格な米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制及び内部統制の構築を引き続き進めてまいります。

CSR（企業の社会的責任）の推進につきましては、社会と共生して発展していくための重要なテーマとして、環境への取組、金融教育の支援、ガバナンスの高度化、高感度コミュニケーションの実現、グループ統一的な取組の推進、の五つに重点的に取り組んでまいります。特に、金融教育の支援につきましては、幅広く初等・中等・高等教育において適切な貢献を行うために、東京学芸大学との共同研究を行い、広く社会にこの成果を還元してまいります。そして、これまで以上にさまざまな面でお客さまや株主さまをはじめ地域社会、取引企業、行政などステークホルダーの皆さまとの対話を行い、当グループの経営資源をフルに活用し、社会・環境を含む分野横断的な問題の解決に向けたソリューションを提供してまいります。

ブランド戦略強化につきましては、ブランドスローガン『Channel to Discovery』の更なる浸透を図りつつ、当グループ全役職員が「躍動的な、オープンな、先見性のある」という当グループの強みと課題を表した三つのキーワードを共有・実践することで、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指してまいります。

さらに、当グループは、情報管理の重要性の高まりに対応して整備した、関連規程や担当組織等のグループ経営管理体制により、株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行における情報セキュリティ管理に係る外部認証取得も踏まえ、情報管理態勢の強化を一層推進してまいります。加えて、内部管理態勢の更なる強化の一環として、グループ役職員を挙げて法令遵守を徹底、強化する体制の整備や、情報開示に関する内部統制の強化を図ってまいります。

当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、『“Channel to Discovery” Plan』を着実に推進し、競争力・収益力の強化を図ると同時に、社会的責任と公共的使命を果たすことにより、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

4【事業等のリスク】

当行及び当グループの事業等において、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下の通りです。本項に含まれている将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1. 財務面に関するリスク

(1) 不良債権処理等に係るリスク

与信関係費用の増加による追加的損失の発生

当行及び当グループは、多くの与信先についてメインバンクとなっているとともに、相当程度大口の与信先があります。また、与信先の業種については分散に努めておりますが、不動産業及び建設業、金融・保険業、卸売・小売業向けの与信の割合が相対的に高い状況にあります。

当行及び当グループは、個々の与信先の信用状態や再建計画の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、個別企業、企業グループや特定業種への与信集中状況等を定期的にモニタリングするポートフォリオ管理を実施しております。また、与信先から差入れを受けている担保や保証の価値についても定期的に検証しております。

しかしながら、今後の国内外の景気動向等によっては、想定を超える新たな不良債権の発生、メインバンク先や大口与信先の信用状態の急激な悪化、特定の業界の与信先の信用状態の悪化、担保・保証の価値下落等が生じる可能性があり、その結果、与信関係費用が増加して追加的損失が発生し、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 保有資産等の価格変動に係るリスク

株価下落による追加的損失の発生

当行及び当グループは、国内上場企業の普通株式を中心に、市場性のある株式を大量に保有しております。当行及び当グループは、近年、保有株式の売却を計画的に進めており、今後も継続的な売却を計画しております。しかしながら、これらの保有株式の株価が下落した場合には評価損や売却損が発生する可能性があります。

また、当行及び当グループの自己資本比率の計算においては、株価が下落した場合には、自己資本比率が低下する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金利等の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、投資等を目的として国債をはじめとする市場性のある債券を大量に保有しているため金利上昇に伴う価格の下落により、評価損や売却損が発生する可能性があります。また、当行及び当グループの金融資産と負債の間では満期等に違いがあるため、金利変動により損失が発生する可能性があります。当行及び当グループは、厳格なリスク管理体制のもと、必要に応じて債券の売却や銘柄の入れ替え、デリバティブ取引等によるヘッジを行う等、適切な管理を行っておりますが、金融政策の変更や市場動向により大幅に金利が上昇した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

外国為替相場の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、資産及び負債の一部を米ドル等の外貨建てで有しております。外貨建ての資産と負債が通貨毎に同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について、為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。当行及び当グループでは、必要に応じ適切なヘッジを行っておりますが、予想を超える大幅な為替相場の変動が発生した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務等の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件に変更があった場合には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、当行及び当グループの退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自己資本比率に係るリスク

各種リスクの顕在化による自己資本比率の低下

当行及び当グループは、事業戦略と一体となったリスクアセット運用計画、資本の効率性ならびに上記の財務面のリスクの状況等を踏まえ、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した事業等に係る各種のリスクが顕在化することにより自己資本比率が低下する可能性があります。

仮に当行の自己資本比率が一定基準を下回った場合には、自己資本比率の水準に応じて、金融庁から、資本の増強を含む改善計画の提出、さらに総資産の圧縮または増加の抑制、一部の業務の縮小等の是正措置を求められる可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

規制の変更による自己資本比率の低下

日本の銀行の自己資本比率規制は、パーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、パーゼル銀行監督委員会の自己資本比率規制の内容変更に伴い、日本においても平成19年3月より新規規制が適用になる予定です。その見直しに伴って、債務者等の内部格付に応じたリスクウェイトを適用すること等により、株式

会社みずほフィナンシャルグループや当行等の自己資本比率が変動する可能性があります。

また、金融庁は、平成18年3月末以降、主要行の自己資本比率計算に際し資本に含めることができる繰延税金資産純額に一定の制限を課しております。

これらの規制の変更の結果として、株式会社みずほフィナンシャルグループや当行等の自己資本比率が低下した場合には、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 格付に係るリスク

格付引き下げによる悪影響

株式会社みずほフィナンシャルグループや当行等、当グループの一部の会社は、格付機関から格付を取得しております。格付の水準は、当行及び当グループから格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいています。また、日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けているため、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、市場関連取引における追加担保の提供、既存取引の解約等が発生する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす、ないしは株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達に係るリスク

資金調達が困難となることによる追加的損失の発生

当行及び当グループの資金調達は、主に預金及び債券発行に依存しておりますが、市場からの調達も行っております。当行及び当グループでは、資金調達の安定性の観点から、市場からの調達上限額の設定や資金繰りの状況に応じた対応方針の策定等、厳格な管理を行っております。

しかしながら、当行及び当グループの業績や財務状況の悪化、格付の低下や風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは日本の景気悪化や金融システム不安等により資金調達市場そのものが縮小した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされる、あるいは必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 業務面等に関するリスク

(1) 業務面に関するリスク

業務範囲の拡大等に伴う新たなリスクの発生による悪影響

当行及び当グループは、総合金融サービスグループとして、銀行業・証券業・信託業をはじめとする様々な業務を行っております。さらに、お客さまのニーズの高度化や多様化、ないしは規制緩和の進展等に応じた新たな業務分野への進出や各種業務提携等の実施、偽造・盗難キャッシュカードへの対策など業界を巡る新たな問題への対応に注力しております。当行及び当グループは、こうした新たな業務等に伴って発生する種々のリスクについても適切に管理する体制を整備しております。

しかしながら、想定を超えるリスクが顕在化すること等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令違反等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法や独占禁止法、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、証券取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用、さらには金融当局の監督を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用とともに金融当局の監督を受けております。

当行及び当グループは、法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法務リスク管理等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。例えば、平成16年12月に公表いたしました通り、当行の元行員がお客さまの預金を着服した事件に関して、当行は金融庁から業務改善命令を受け、当該元行員は平成18年1月に業務上横領の容疑で警視庁に逮捕されました。このような事案を含め、今後、仮に法令違反等が発生した場合には、行政処分やレピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

事務リスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、幅広い金融業務において大量の事務処理を行っております。これらの多様な業務の遂行に際して、役職員により過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

当行及び当グループは、各業務の事務取扱を明確に定めた事務手続を制定するとともに、事務処理状況の定期的な点検を行っており、さらに本部による事務指導の強化や管理者の育成、システム化等を推進しておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

システムリスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、勘定系・決済系等の巨大なコンピュータシステムを保有しており、国内外の拠点をはじめ、お客さまや各種決済機構等のシステムとグローバルなネットワークで接続されています。当行及び当グループは、日頃よりシステムの安定稼働の維持に努めるとともに、重要なシステムについては、原則としてバックアップを確保する等、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しております。

しかしながら、過失、事故、ハッキング、コンピュータウィルスの発生、システムの新規開発・更新等により重大なシステム障害が発生し、こうした対策が有効に機能しない可能性があります。その場合には、業務の停止およびそれに伴う損害賠償、行政処分またはレピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

個人情報等の漏洩等の発生による悪影響

当行及び当グループは、多数の法人・個人のお客さまの情報を保有しているほか、様々な内部情報を有しております。特に、個人情報については、近年、企業・団体が保持する個人情報の漏洩や不正なアクセスが発生するケースが多発しており、平成17年4月に全面施行された個人情報保護法の下では、より厳格な管理が要求されております。当行においても情報管理に関するポリシーや事務手続き等を策定しており、役職員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。例えば、平成18年2月に公表いたしました通り、当行の元行員がお客さま情報を外部に持ち出し、業務上横領の容疑で警視庁に逮捕されるとともに、当行は金融庁から業務改善命令を受けました。今後、仮に重要な情報が外部に漏洩した場合には、損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

人事上のリスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、多数の従業員を雇用しており、日頃より有能な人材の確保や育成等に努めております。しかしながら、十分な人材を確保・育成できない場合には、当行及び当グループの競争力や効率性が低下し、業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) その他のリスク

係争中の重要な訴訟

該当ありません。

リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク

当行及び当グループは、リスク管理の方針及び手続に則りリスク管理の強化に注力しており、今後よりリスク管理の強化に努めてまいります。しかしながら、急速な業務展開に伴い、リスクを特定・管理するための方針及び手続が、必ずしも有効に機能するとは限りません。また、当行のリスク管理手法には、過去の市場動向に基づいている部分があることから、将来発生するリスクを正確に予測できるとは限りません。

3. 金融諸環境等に関するリスク

経済状況の悪化による悪影響

当行及び当グループは、日本に主たる基盤を置く総合金融サービスグループとして、国内の各地域において事業を行っております。また、米国や欧州、アジアなどの海外諸国においても事業を行っております。これらの国や地域における経済状況が悪化した場合には、当行及び当グループの業務に対する需要の低迷や資産内容の悪化等を通じて、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令諸規制の改正等による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、証券取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用も受けております。これらの法令諸規制は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される等、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融業界の競争激化による悪影響

銀行・証券・信託等の金融業に関して、参入規制の緩和や業務範囲の拡大などの規制緩和が行われてきております。こうした規制緩和は、事業機会の拡大等を通じて当行及び当グループの経営にも好影響を及ぼす一方、他の大手金融機関、外資系金融機関、ノンバンク、郵便貯金等による新規参入や業務拡大等により、競争が激化する可能性があります。当行及び当グループが、競争に十分対応することができない場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

災害等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内外において店舗、事務所や電算センター等の施設等を保有しておりますが、このような施設等は常に地震や台風等の災害や犯罪等の発生による被害を被る可能性があります。当行及び当グループは、各種緊急事態を想定し、コンティンジェンシープランを整備しておりますが、被害の程度によっては、当行及び当グループの業務の一部が停止する等、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

風説・風評の発生による悪影響

当行及び当グループの事業は預金者等のお客さまや市場関係者からの信用に大きく依存しております。そのた

め、当行及び当グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客さまや市場関係者が当行及び当グループについて事実と異なる理解・認識をされる可能性があります。当行及び当グループは、こうした風説・風評の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風説・風評が拡散した場合には、顧客を失うこと等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況、ないしは株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 当グループの事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』に関連し、当行では以下の契約を締結いたしました。

米銀との業務提携契約の締結について

イ．当行は、平成17年4月26日、ワコピア銀行及びウェルズファーゴ銀行の2行と、それぞれ以下の分野で業務提携契約を締結いたしました。

[業務提携内容]

- a. お客様の相互紹介
- b. キャッシュマネジメントプロダクト（資金管理関連商品）
- c. トレードファイナンス（貿易金融）
- d. 国内における投資信託販売
- e. ウェブサイトの相互リンク（ワコピア銀行のみ）

ロ．当行は、平成17年4月26日、バンク・オブ・ニューヨークと、国内における投資信託販売において業務提携契約を締結いたしました。

6【研究開発活動】

該当ありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

平成17年度における当行及び連結子会社の財政状態及び経営成績につきましては、以下のとおり分析しております。なお、本項における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

1. 総論

みずほフィナンシャルグループ（以下、MHFG）は、事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』に基づき、経営戦略のフェーズ転換を進め、高水準の財務健全性の維持とともに、トップライン収益の拡大に注力して参りました。その結果MHFGでの連結当期純利益は前連結会計年度に比べ225億円増加し、6,499億円となりました。当行及び連結子会社につきましては以下の通りです。

(1) 収益状況

連結経常収益につきましては、収益力を増強すべく打ち出したさまざまな施策の結果、リテール分野、ソリューションビジネス関連収益等が着実に増加したこと等により、前連結会計年度に比べ899億円増加して1兆3,339億円となりました。連結経常費用につきましては、与信関係費用が減少したこと、既存経費の削減に注力したことなどの一方で資金調達費用の増加、収益拡大を支える体制構築のための「戦略経費」投下等により、前連結会計年度に比べ50億円増加して1兆334億円となりました。この結果、連結経常利益は前連結会計年度に比べ849億円増加して3,005億円、連結当期純利益は前連結会計年度に比べ1,425億円増加し、1,731億円となりました。

(2) トップライン収益の状況

金利収支の状況

資金利益は、競争激化に伴う利鞘率低下と貸出金平残の減少等により、前連結会計年度比266億円減少しております。

非金利収支の状況

ソリューション関連手数料の増強、コンサルティング営業力の強化に注力してきた結果、投信・年金保険関連手数料が大きく増加したこと等により役務取引等利益は前連結会計年度比479億円増加しております。

2. 経営成績の分析

(1) 損益の状況

当連結会計年度における損益状況は以下のとおりです。

(図表 1)

	前連結会計年度 (自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
連結粗利益	9,842	10,149	306
資金利益	6,405	6,138	266
役務取引等利益	2,228	2,708	479
特定取引利益	408	378	29
その他業務利益	799	922	123
営業経費	6,123	6,044	79
人件費	2,421	2,457	36
物件費	3,335	3,237	98
税金	366	349	17
不良債権処理額 (含：一般貸倒引当金繰入額)	1,133	618	515
うち貸出金償却	635	533	102
株式関係損益	377	190	187
持分法による投資損益	1	6	4
その他	807	677	129
経常利益 (+ + + + +)	2,156	3,005	849
特別損益	816	141	674
うち貸倒引当金純取崩額等	34	193	158
税金等調整前当期純利益 (+)	1,340	2,864	1,523
法人税、住民税及び事業税	20	112	91
法人税等調整額	897	780	116
少数株主損益	116	239	123
当期純利益 (+ + +)	306	1,731	1,425
与信関係費用	1,099	425	673

*費用項目につきましては 表記としております。

連結粗利益

連結粗利益は前連結会計年度に比べ306億円増加し、1兆149億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。

資金利益

資金利益は、競争激化に伴う利鞘率低下と貸出金平残の減少等により、前連結会計年度比266億円減少し、6,138億円となりました。

役務取引等利益

役務取引等利益は、ソリューション関連手数料の増強、投信・年金保険関連手数料の増加等により、前連結会計年度比479億円増加し、2,708億円となりました。

特定取引利益

特定取引利益は、特定金融派生商品収益の減少等により、前連結会計年度比29億円減少し、378億円となりました。

その他業務利益

その他業務利益は、国内金利・米国金利の動向等を踏まえ、保有債券の含み損処理を行った一方、外国為替売買益の増加等により、前連結会計年度比123億円増加し、922億円となりました。

営業経費

収益拡大を支える体制構築のため「戦略経費」を投下する一方で、システム統合完了による効果、既存経費の削減等により、営業経費は前連結会計年度比79億円減少し、6,044億円となりました。

不良債権処理額（与信関係費用）

一般貸倒引当金繰入額を加えた不良債権処理額に、特別利益に計上した貸倒引当金純取崩額等を加算した与信関係費用は、前連結会計年度に比べ673億円減少し、425億円となりました。内訳は、貸出金償却等の不良債権処理額が618億円、特別利益に計上した貸倒引当金純取崩額等が193億円であります。

株式関係損益

株式保有リスク軽減の観点から継続的に株式売却を推進した一方、株式等償却の増加等により、株式関係損益は前連結会計年度比187億円減少し190億円の利益となりました。

持分法による投資損益

持分法による投資損益は、前連結会計年度に比べ4億円増加し、6億円の利益計上となりました。

その他

その他は、債券ポートフォリオの見直しに伴う国債等債券に係る売却損、ソフトウェア除却額等を計上しており、677億円の損失となりました。

経常利益

以上の結果、経常利益は3,005億円と、前連結会計年度に比べ849億円の増益となりました。役務取引等利益を主因として項番の連結粗利益が増加したことに加え、項番の営業経費及び項番の不良債権処理額の減少等によるものであります。

特別損益

特別損益は、前連結会計年度に比べ674億円増加し、マイナス141億円となりました。

貸倒引当金純取崩額等193億円等を特別利益に計上する一方、前連結会計年度における退職給付に関する算定方法の見直しに係る処理額224億円等を特別損失に計上しております。

税金等調整前当期純利益

以上の結果、税金等調整前当期純利益は2,864億円と、前連結会計年度に比べ1,523億円の増益となりました。

法人税、住民税及び事業税

法人税、住民税及び事業税は、前連結会計年度に比べ91億円増加し、112億円となりました。

法人税等調整額

法人税等調整額は、前連結会計年度に比べ116億円減少し、780億円となりました。

少数株主損益

少数株主損益は、前連結会計年度に比べ123億円増加し、239億円となりました。

当期純利益

以上の結果、当期純利益は1,731億円と前連結会計年度に比べ1,425億円の増益となりました。

- 参考 -

(図表 2) 損益状況 (単体 + 再生専門子会社)

	前年度 (自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	当年度 (自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
業務粗利益	9,001	8,829	171
資金利益	5,993	5,697	295
役務取引等利益	1,811	2,160	349
特定取引利益	276	12	289
その他業務利益	919	983	63
経費 (除く臨時処理分)	5,492	5,172	319
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	3,509	3,657	148
臨時損益等	2,873	1,593	1,279
うち不良債権処理額	2,089	645	1,444
うち株式関係損益	371	160	210
経常利益	1,522	2,066	544
特別損益	523	40	564
当期純利益	121	1,325	1,203

与信関係費用	910	318	591
--------	-----	-----	-----

(2)セグメント情報

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるセグメント情報は以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、第5 経理の状況、1 . 連結財務諸表等、(1)連結財務諸表の(セグメント情報)に記載しております。全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

(図表 3) 事業の種類別セグメント情報

	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		比較	
	金額 (億円)	構成比 (%)	金額 (億円)	構成比 (%)	金額 (億円)	構成比 (%)
銀行業	1,741	80.7	2,083	69.3	342	11.5
証券業	346	16.1	797	26.5	450	10.5
その他事業	68	3.2	128	4.3	60	1.1
計	2,156	100.0	3,009	100.1	853	0.1
消去または全社	0	0.0	4	0.1	3	0.1
経常利益	2,156	100.0	3,005	100.0	849	-

各事業の主な内容は以下のとおりであります。

銀行業.....銀行業

証券業.....証券業

その他事業.....クレジットカード業、ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

3 . 財政状態の分析

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

(図表 4)

	前連結会計年度末 (平成17年 3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年 3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部	710,199	712,243	2,044
うち有価証券	204,581	203,388	1,192
うち貸出金	342,462	341,308	1,154
負債の部	689,720	688,000	1,720
うち預金	507,079	523,048	15,968
うち譲渡性預金	51,642	19,375	32,266
うち債券	23,469	20,166	3,303
少数株主持分	2,967	3,938	970
資本の部	17,510	20,305	2,794

(1) 資産の部
有価証券
(図表5)

	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
有価証券	204,581	203,388	1,192
国債	166,346	154,174	12,172
地方債	1,223	1,477	253
社債	13,405	19,992	6,587
株式	16,017	15,664	353
その他の証券	7,587	12,080	4,492

有価証券は20兆3,388億円と、前連結会計年度末に比べ1,192億円減少いたしました。国債(日本国債)が1兆2,172億円減少したことに加え、株式も353億円減少いたしました。

貸出金
(図表6)

	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	342,462	341,308	1,154

(単体)

	前事業年度末 (平成17年3月31日)	当事業年度末 (平成18年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	342,790	341,885	904
中小企業等貸出金 * 1	265,656	268,108	2,451
うち居住用住宅ローン	87,584	89,380	1,795

* 1 「中小企業等」とは、「中小企業基本法等の一部を改正する法律」(平成11年法律第146号)により、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食業・サービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員300人(ただし、卸売業は100人、小売業・飲食業は50人、サービス業は100人)以下の会社および個人であります。

* 2 前事業年度末は再生専門子会社の計数を含んでおります。

貸出金は34兆1,308億円と、前連結会計年度末に比べ1,154億円減少しております。

また、当行単体の貸出金残高は34兆1,885億円と前事業年度末に比べ904億円減少しております。

なお、当行単体の中小企業等貸出金残高は、前事業年度末に比べ2,451億円増加して26兆8,108億円、うち居住用住宅ローンは、同1,795億円増加して8兆9,380億円となっております。

貸出金のうち、連結ベースのリスク管理債権額は以下のとおりです。

(図表 7)

	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	375	260	114
延滞債権	5,207	3,423	1,783
3ヵ月以上延滞債権	273	119	154
貸出条件緩和債権	2,500	2,339	161
合計	8,356	6,142	2,214

貸出金に対する割合(%)	2.44	1.79	0.64
--------------	------	------	------

当連結会計年度末の連結ベースのリスク管理債権残高は、オフバランス化の推進等により、前連結会計年度末と比べ2,214億円減少し、6,142億円となりました。債権区分では、延滞債権の減少幅が1,783億円と最も大きくなっておりま

す。
また、貸出金に対するリスク管理債権の割合は0.64ポイント減少し、1.79%となっております。なお、不良債権(当行単体)に関しては、後段4で詳細を分析しております。

(2) 負債の部

預金

(図表 8)

	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	507,079	523,048	15,968
譲渡性預金	51,642	19,375	32,266

(単体)

	前事業年度末 (平成17年3月31日)	当事業年度末 (平成18年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	509,280	523,216	13,935
個人	291,047	299,459	8,411
一般法人	190,216	192,816	2,600
金融機関・政府公金	28,015	30,940	2,924

* 特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達勘定整理前の計数です。

預金は52兆3,048億円と、流動性預金を中心に前連結会計年度末に比べ1兆5,968億円増加しております。譲渡性預金は1兆9,375億円と前連結会計年度末に比べ3兆2,266億円減少しております。

なお、当行単体の預金者別預金残高は、前事業年度末に比べ個人が8,411億円、一般法人が2,600億円、金融機関・政府公金が2,924億円増加しております。

債券
(図表9)

	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
債券	23,469	20,166	3,303
利付債券	15,344	13,613	1,731
割引債券	8,124	6,552	1,572

債券は2兆166億円と、前連結会計年度末に比べ3,303億円減少しております。内訳では利付債券、割引債券がそれぞれ1,731億円、1,572億円減少しております。

(3) 資本の部
(図表10)

	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資本の部合計	17,510	20,305	2,794
資本金	6,500	6,500	-
資本剰余金	7,623	7,623	-
利益剰余金	1,603	2,750	1,147
土地再評価差額金	1,552	1,320	232
その他有価証券評価差額金	231	2,110	1,879

資本の部合計は、前連結会計年度末に比べ2,794億円増加し、2兆305億円となりました。これは、当期純利益1,731億円に加え、その他有価証券評価差額金が1,879億円増加したことなどによるものです。

4. 不良債権に関する分析（単体）

(1) 残高に関する分析（金融再生法開示債権）

（図表11）

	前事業年度末 （平成17年3月31日）	当事業年度末 （平成18年3月31日）	比較
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	955	981	25
危険債権	4,282	2,545	1,737
要管理債権	2,759	2,458	301
小計（要管理債権以下） (A)	7,998	5,985	2,012
正常債権	356,107	368,878	12,770
合計 (B)	364,105	374,863	10,757
(A) / (B) (%)	2.19	1.59	0.60

* 前事業年度末は再生専門子会社の計数を含んでおります。（以下図表12、13も同じ）

当事業年度末の不良債権残高（要管理債権以下）は、オフバランス化の推進等により、前事業年度末に比べ2,012億円減少し、5,985億円となりました。主因は、危険債権の減少1,737億円であります。

(2) 保全に関する分析

前事業年度末及び当事業年度末における金融再生法開示債権（要管理債権以下）の保全及び引当の状況は、以下のとおりであります。

（図表12）

		前事業年度末 (平成17年3月31日)	当事業年度末 (平成18年3月31日)	比較
		金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(A)	955	981	25
うち担保・保証	(B)	900	931	31
うち引当金	(C)	55	49	6
信用部分に対する引当率	$(C) / ((A) - (B))$	100.0%	100.0%	-
保全率	$((B) + (C)) / (A)$	100.0%	100.0%	-
危険債権	(A)	4,282	2,545	1,737
うち担保・保証	(B)	2,030	1,546	484
うち引当金	(C)	1,843	733	1,110
信用部分に対する引当率	$(C) / ((A) - (B))$	81.8%	73.3%	8.5%
保全率	$((B) + (C)) / (A)$	90.4%	89.5%	0.9%
要管理債権	(A)	2,759	2,458	301
うち担保・保証	(B)	977	834	142
うち引当金	(C)	453	437	15
信用部分に対する引当率	$(C) / ((A) - (B))$	25.4%	26.9%	1.5%
保全率	$((B) + (C)) / (A)$	51.8%	51.7%	0.0%

破産更生債権及びこれらに準ずる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額全額を個別貸倒引当金として計上、ないしは直接償却を実施しております。その結果、信用部分に対する引当率、保全率はともに100%となっております。

危険債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して算定した金額を個別貸倒引当金等として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積り法（DCF法）を適用しております。以上の結果、信用部分に対する引当率は8.5ポイント低下し73.3%に、保全率も0.9ポイント低下し89.5%となっております。

要管理債権については、債権額に、今後3年間の倒産確率に基づき算定した予想損失率を乗じた金額を一般貸倒引当金として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積り法（DCF法）を適用しております。以上の結果、信用部分に対する引当率は1.5ポイント上昇し26.9%に、保全率はほぼ横ばいの51.7%となっております。

上記債権以外の債権に対する引当率は、以下のとおりであります。

(図表13)

	前事業年度末 (平成17年3月31日)	当事業年度末 (平成18年3月31日)	比較
要管理先債権以外の要注意先債権(%)	6.24	7.00	0.76
正常先債権(%)	0.15	0.15	0.00

5. 自己資本比率に関する分析(国内基準)

(図表14)

	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
基本的項目(Tier)	18,443	19,044	600
資本金	6,500	6,500	-
資本剰余金	7,623	7,623	-
利益剰余金	1,506	1,444	61
連結子会社の少数株主持分	2,814	3,476	662
その他有価証券の評価差損()	-	-	-
補完的項目(Tier)	16,385	15,958	427
(うち自己資本への算入額)	(15,621)	(15,309)	(312)
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,175	1,014	161
一般貸倒引当金	2,724	2,715	9
負債性資本調達手段等	12,485	12,229	256
控除項目	265	356	91
自己資本額(+ -)	33,799	33,996	196
リスク・アセット等	313,569	330,556	16,986
連結自己資本比率(/)	10.77%	10.28%	0.49%

連結ベースの自己資本額のうち基本的項目は、自己株式消却を実施したものの、当期純利益の計上及び優先出資証券の発行等による少数株主持分の増加等により600億円増加いたしました。補完的項目は、土地再評価差額金の取崩や負債性資本調達手段等の償還等によって427億円減少いたしました。自己資本額総額では前連結会計年度末に比べ196億円増加し、3兆3,996億円となりました。

一方リスク・アセットは、資産の積上げを積極的に図ったことから、前連結会計年度末に比べ1兆6,986億円増加し、3兆556億円となりました。

以上の結果、連結自己資本比率(国内基準)は、前連結会計年度末に比べ0.49ポイント低下し、10.28%となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、主要なものとして営業店の統廃合関係、個人向け個室相談窓口設備、並びにネットワーク通信インフラ等への投資を行いました。また既存店舗及びその他の施設についても、諸施設の更新、保守に努めました。

この結果、当連結会計年度の総投資額は339億円となりました。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(銀行業)

企画管理部門(本部・本店・事務センター)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数(人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
当行	-	本部・本店	東京地区	本部・店舗	-	-	10,102	10,873	20,976	3,610
	-	東京事務センター ほか4物件	東京地区ほか	事務センター	60,725	48,092	76,570	22,009	146,672	(注)1

業務部門(営業店)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数(人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
当行		丸之内支店 ほか206店	東京地区	店舗	75,530 (5,903)	96,734	42,703	14,827	154,265	5,897
		横浜支店 ほか124店	関東地区 (除く東京地区)	店舗	73,028 (7,622)	60,081	21,418	6,967	88,467	2,489
		札幌支店 ほか5店	北海道地区	店舗	5,433 (1,187)	1,598	821	207	2,626	153
		仙台支店 ほか8店	東北地区	店舗	10,299	8,149	1,861	464	10,475	267
		新潟支店 ほか6店	北陸・甲信越地区	店舗	6,261	6,394	1,517	375	8,288	250

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地	建物	動産	合計	従業員数 (人)	
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行		名古屋支店 ほか15店	東海地区	店舗	10,483	10,285	3,088	804	14,178	501
		大阪支店 ほか35店	大阪地区	店舗	23,718 (915)	31,454	8,856	2,450	42,761	1,222
		神戸支店 ほか23店	近畿地区 (除く大阪地区)	店舗	24,099 (123)	29,648	10,507	1,199	41,354	576
		広島支店 ほか8店	中国地区	店舗	8,368	8,352	1,435	374	10,162	206
		高松支店 ほか4店	四国地区	店舗	4,447	4,366	160	169	4,696	123
		福岡支店 ほか11店	九州・沖縄地区	店舗	12,270	14,456	1,864	614	16,935	327

業務部門(個人グループ)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地	建物	動産	合計	従業員数 (人)	
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
国内連 結子会 社	みずほ信用保 証株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店 舗ほか	352 (0)	700	196	263	1,160	290

(証券業)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地	建物	動産	合計	従業員数 (人)	
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
国内連 結子会 社	みずほインベ スター証券 株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店 舗ほか	8,831 (6,938)	2,099	1,874	3,072	7,045	1,993

(その他事業)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地	建物	動産	合計	従業員数 (人)	
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
国内連 結子会 社	みずほファク ター株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店 舗ほか	-	-	112	112	225	130
国内連 結子会 社	ユーシーカ ード株式会 社	本社ほか	東京地区ほか	事務所 ほか	3,412	25	504	2,612	3,142	612
国内連 結子会 社	みずほキャ ピタル株式 会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所 ほか	12	1	23	29	54	60

- (注) 1. 当行の主要な設備のうち業務部門の本部機構設備は企画管理部門(本部)に含めて計上しております。また、企画管理部門の東京事務センターほか4物件の従業員数については、本部・本店の従業員数に含めて計上しております。
2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物等も含め68,526百万円です。
3. 動産は、事務機械51,772百万円、その他15,855百万円です。
4. 当行の国内代理店51か所、両替業務を主とした本店成田空港出張所、本店成田空港第二出張所、本店成田空港サテライト出張所、大阪支店関西国際空港出張所、大阪支店関西国際空港第二出張所、店舗外現金自動設備1,044か所(共同設置分10,016か所は除く)、の帳簿価額は上記に含めて記載しております。

5. 上記には、連結子会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

東京地区	土地	28,212百万円	(9,928㎡)	建物	3,526百万円
関東地区(除く東京地区)	土地	10,369百万円	(15,197㎡)	建物	2,366百万円
北海道地区	土地	498百万円	(1,284㎡)	建物	45百万円
東北地区	土地	219百万円	(350㎡)	建物	189百万円
北陸・甲信越地区	土地	-百万円	(-㎡)	建物	117百万円
東海地区	土地	2,124百万円	(2,218㎡)	建物	301百万円
大阪地区	土地	17,385百万円	(3,978㎡)	建物	524百万円
近畿地区(除く大阪地区)	土地	1,563百万円	(846㎡)	建物	5,182百万円
中国地区	土地	2,076百万円	(1,894㎡)	建物	90百万円
四国地区	土地	347百万円	(225㎡)	建物	-百万円
九州・沖縄地区	土地	2,535百万円	(1,510㎡)	建物	354百万円

6. 上記の他、リース並びにレンタル契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

(1) リース契約

	会社名	事業(部門)の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料(百万円)
当行	-	銀行業 (企画管理部門ほか)	本店ほか	東京都千代田区ほか	パソコンほか	-	4,015
	-	銀行業 (企画管理部門ほか)	本店ほか	東京都千代田区ほか	車両(3,464台)	-	1,046
国内連結子会社	ユーシーカード株式会社	その他事業	加盟店	東京都千代田区ほか	CAT端末	-	522

(2) レンタル契約

	会社名	事業(部門)の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間レンタル料(百万円)
当行	-	銀行業 (企画管理部門ほか)	本店ほか	東京都千代田区ほか	電算機ほか	-	5,488

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	9,919,999
第二種優先株式	48,683
第四種優先株式	64,500
第五種優先株式	85,500
第六種優先株式	71,250
第七種優先株式	71,250
第八種優先株式	18,200
第九種優先株式	18,200
第十三種優先株式	3,000,000
計	13,297,582

(注) 1. 当事業年度中、「会社が発行する株式の総数」は以下のとおり変動しております。

(1) 平成17年8月1日に第一回第一種優先株式の全株に当る14,190株を普通株式56,760株に一斉転換しました。これに伴い、第一種優先株式は無くなりました。

(2) 平成17年8月29日に第三回第二種優先株式37,317株を自己株式買受けにより取得の上、同日付で消却しました。これにより第二種優先株式の「会社が発行する株式の総数」は37,317株減少し、48,683株になりました。

(3) 平成17年11月18日に普通株式の端株0.101株を消却したため、普通株式の「会社が発行する株式の総数」は1株減少し、9,919,999株となりました。

2. 平成18年6月26日に第4期定時株主総会決議及び各種類の優先株式に係る種類株主総会決議をもって変更した当行定款第6条に次のとおり規定しております。

「当銀行の発行可能株式総数は、1,329万7,582株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

普通株式	991万9,999株
第二種の優先株式	4万8,683株
第四種の優先株式	6万4,500株
第五種の優先株式	8万5,500株
第六種の優先株式	7万1,250株
第七種の優先株式	7万1,250株
第八種の優先株式	1万8,200株
第九種の優先株式	1万8,200株
第十三種の優先株式	300万株

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成18年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成18年6月29日)(注)1	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	3,833,464	同左		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
第二回第二種優先株式	43,000	同左		(注)2
第三回第二種優先株式	5,683	同左		(注)3
第四回第四種優先株式	64,500	同左		(注)4
第五回第五種優先株式	85,500	同左		(注)5
第六回第六種優先株式	71,250	同左		(注)6
第七回第七種優先株式	71,250	同左		(注)7
第八回第八種優先株式	18,200	同左		(注)8
第九回第九種優先株式	18,200	同左		(注)9
第十回第十三種優先株式	1,800,000	同左		(注)10
計	6,011,047	同左		

(注)1. 提出日現在の発行数には、平成18年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式および第九回第九種優先株式の取得並びにこれらと引換えに行われた普通株式の交付による株式数の変動は含まれておりません。

2. 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>(1) 優先配当金</p> <p>優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8,200円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,100円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p>	<p>(1) 優先配当金</p> <p>優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8,200円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,100円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p>

<p style="text-align: center;">事業年度末現在 (平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成18年6月29日)</p>
<p>(3) 普通株式への転換</p> <p>転換請求期間 平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。</p> <p>転換比率 転換比率は3.060とする。</p> <p>転換比率の調整 転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。</p> $\text{調整後転換比率} = \frac{\text{調整前転換比率} \times (\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数})}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$ <p>また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数}}{\text{転換比率}}$	<p>(3) 優先株式の取得請求</p> <p>取得請求期間 平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。</p> <p>取得比率 取得比率は3.060とする。</p> <p>取得比率の調整 取得比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。</p> $\text{調整後取得比率} = \frac{\text{調整前取得比率} \times (\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数})}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$ <p>また、取得比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数}}{\text{取得比率}}$
<p>(4) 普通株式への一斉転換</p> <p>平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、200万円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。</p>	<p>(4) 優先株式の一斉取得</p> <p>平成18年7月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合、分割または株式無償割当てが行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合、分割または株式無償割当て後の株数を乗じた株数を上限株数とする。</p>
<p>(5) 議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>(5) 議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
<p>(6) 新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p>	<p>(6) 新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。</p>
<p>(7) 優先順位</p> <p>第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>	<p>(7) 優先順位</p> <p>第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>

3. 第三回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>(1) 優先配当金</p> <p>優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万4,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 普通株式への転換</p> <p>転換請求期間 平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>当初転換比率 当初転換比率は、3.060とする。</p> <p>転換比率の修正 当初転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により計算される転換比率に修正される。</p> $\text{修正後転換比率} = \frac{200\text{万円}}{\text{時価} \times 1.025}$ <p>上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値または63万7,600円のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。</p> <p>転換比率の調整 転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。</p> $\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}$ <p>また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p>	<p>(1) 優先配当金</p> <p>優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万4,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 優先株式の取得請求</p> <p>取得請求期間 平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>当初取得比率 当初取得比率は、3.060とする。</p> <p>取得比率の修正 当初取得比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により計算される取得比率に修正される。</p> $\text{修正後取得比率} = \frac{200\text{万円}}{\text{時価} \times 1.025}$ <p>上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値または63万7,600円のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とする。</p> <p>取得比率の調整 取得比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。</p> $\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}$ <p>また、取得比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p>

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> <p>転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率</p> <p>(4) 普通株式への一斉転換 平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、200万円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。</p> <p>(5) 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(6) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>(7) 優先順位 第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>	<p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のために提出した優先株式数 × 取得比率</p> <p>(4) 優先株式の一斉取得 平成20年7月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合、分割または株式無償割当てが行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合、分割または株式無償割当て後の株数を乗じた株数を上限株数とする。</p> <p>(5) 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(6) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。</p> <p>(7) 優先順位 第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>

4. 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>(1) 優先配当金 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p>	<p>(1) 優先配当金 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該営業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p>

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>(3) 強制償還 平成16年8月1日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは抽選その他の方法により行う。償還価額は1株につき200万円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(4) 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(5) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>(6) 優先順位 第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>	<p>(3) 取得条項 平成16年8月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は1株につき200万円に優先配当金の額を取得日の属する営業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(4) 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(5) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。</p> <p>(6) 優先順位 第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>

5. 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>(1) 優先配当金 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 強制償還 平成16年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	<p>(1) 優先配当金 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該営業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 取得条項 平成16年4月1日以降は、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する営業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>(4) 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(5) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>(6) 優先順位 第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>	<p>(4) 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(5) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。 優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。</p> <p>(6) 優先順位 第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>

6. 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>(1) 優先配当金 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万1,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 強制償還 平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	<p>(1) 優先配当金 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万1,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該営業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 取得条項 平成16年4月1日以降平成18年9月30日までは、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>

<p style="text-align: center;">事業年度末現在 (平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成18年6月29日)</p>
<p>(4) 普通株式への転換</p> <p>転換請求期間 平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>当初転換価額 当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、42万円を下回る場合は、42万円とする。上記「平成18年10月1日における時価」とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p> <p>転換価額の修正 転換価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p> <p>転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後転換価額とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{200万円}}{\text{転換価額}}$ <p>転換比率 転換比率は、200万円を転換価額で除した数とする。</p>	<p>(4) 優先株式の取得請求</p> <p>取得請求期間 平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>当初取得価額 当初取得価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、42万円を下回る場合は、42万円とする。上記「平成18年10月1日における時価」とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p> <p>取得価額の修正 取得価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の80%に相当する金額(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p> <p>取得価額の調整 取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times \text{200万円}}{\text{取得価額}}$ <p>取得比率 取得比率は、200万円を取得価額で除した数とする。</p>
<p>(5) 普通株式への一斉転換 平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、200万円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>(6) 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>(5) 優先株式の一斉取得 平成23年1月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の取得比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>(6) 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>(7) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>(8) 優先順位 第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>	<p>(7) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。 優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。</p> <p>(8) 優先順位 第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>

7. 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>(1) 優先配当金 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 普通株式への転換 転換請求期間 平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>当初転換価額 当初転換価額は、54万円とする。</p> <p>転換価額の修正 転換価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p>	<p>(1) 優先配当金 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該営業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 優先株式の取得請求 取得請求期間 平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>当初取得価額 当初取得価額は、54万円とする。</p> <p>取得価額の修正 取得価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の70%に相当する金額(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p>

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>転換価額の調整</p> <p>転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後転換価額とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{200万円}}{\text{転換価額}}$ <p>転換比率 転換比率は、200万円を転換価額で除した数とする。</p> <p>(4) 普通株式への一斉転換 平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、200万円を平成21年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>(5) 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(6) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>(7) 優先順位 第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>	<p>取得価額の調整</p> <p>取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times \text{200万円}}{\text{取得価額}}$ <p>取得比率 取得比率は、200万円を取得価額で除した数とする。</p> <p>(4) 優先株式の一斉取得 平成21年1月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成21年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の取得比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>(5) 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(6) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。</p> <p>(7) 優先順位 第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>

8. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>(1) 優先配当金 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万7,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p>	<p>(1) 優先配当金 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万7,500円 of 金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 普通株式への転換 転換請求期間 平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。</p> <p>転換価額 転換価額は、51万1,000円とする。</p> <p>転換価額の修正 転換価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が33万1,000円を下回る場合は、修正後転換価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p> <p>転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後転換価額とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{125万円}}{\text{転換価額}}$ <p>(4) 普通株式への一斉転換 平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって、125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>(5) 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 優先株式の取得請求 取得請求期間 平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。</p> <p>取得価額 取得価額は、51万1,000円とする。</p> <p>取得価額の修正 取得価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後取得価額が33万1,000円を下回る場合は、修正後取得価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p> <p>取得価額の調整 取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times \text{125万円}}{\text{取得価額}}$ <p>(4) 優先株式の一斉取得 平成21年8月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>(5) 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>(6) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。 優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>(7) 優先順位 第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>	<p>(6) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。 優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。</p> <p>(7) 優先順位 第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>

9. 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>(1) 優先配当金 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 普通株式への転換 転換請求期間 平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>転換価額 転換価額は、51万1,000円とする。</p> <p>転換価額の修正 転換価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が33万1,000円を下回る場合には、修正後転換価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p>	<p>(1) 優先配当金 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該営業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項 ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 優先株式の取得請求 取得請求期間 平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>取得価額 取得価額は、51万1,000円とする。</p> <p>取得価額の修正 取得価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後取得価額が33万1,000円を下回る場合には、修正後取得価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p>

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>転換価額の調整</p> <p>転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後転換価額とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 125\text{万円}}{\text{転換価額}}$	<p>取得価額の調整</p> <p>取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 125\text{万円}}{\text{取得価額}}$
<p>(4) 普通株式への一斉転換</p> <p>平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって、125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。</p>	<p>(4) 優先株式の一斉取得</p> <p>平成21年8月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。</p>
<p>(5) 議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>(5) 議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
<p>(6) 新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p>	<p>(6) 新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。</p>
<p>(7) 優先順位</p> <p>第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>	<p>(7) 優先順位</p> <p>第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>

10. 第十回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日現在 (平成18年6月29日)
<p>(1) 優先配当金</p> <p>優先配当金</p> <p>毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項</p> <p>ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項</p> <p>優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p>	<p>(1) 優先配当金</p> <p>優先配当金</p> <p>毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>非累積条項</p> <p>ある事業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>非参加条項</p> <p>優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p>

<p style="text-align: center;">事業年度末現在 (平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成18年6月29日)</p>
<p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 強制償還 平成20年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき20万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を200で除した額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算し、得られた額を200倍した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(4) 議決権条項 株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(5) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>(6) 優先順位 第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。</p>	<p>優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>(2) 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(3) 取得条項 平成20年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき20万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を200で除した額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算し、得られた額を200倍した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(4) 議決権条項 株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(5) 新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。 優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。</p> <p>(6) 優先順位 第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。</p>

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成14年4月1日 (注)1	700,409	4,205,794	388,784,790	470,000,000	186,760,167	933,941,422
平成15年3月12日 (注)2		4,205,794		470,000,000	132,272,982	801,668,440
平成15年3月29日 (注)3	360,000	4,565,794	180,000,000	650,000,000	180,000,000	981,668,440
平成15年6月24日 (注)4		4,565,794		650,000,000	219,322,610	762,345,829
平成16年10月19日 (注)5	4,559,788	6,005		650,000,000		762,345,829
平成17年8月1日 (注)6	42	6,048		650,000,000		762,345,829
平成17年8月29日 (注)7	37	6,011		650,000,000		762,345,829
平成17年11月18日 (注)8	0	6,011		650,000,000		762,345,829

(注)1. 会社分割および合併により、平成14年4月1日付で次のとおり変更されております。

(1)発行済株式総数が700,409千株増加しております。その内訳は、普通株式が654,319千株増加し、第一回第一種優先株式が18,810千株、第二回第二種優先株式が57,000千株、第三回第二種優先株式が57,000千株、第四回第四種優先株式が85,500千株減少し、第五回第五種優先株式が85,500千株、第六回第六種優先株式が71,250千株、第七回第七種優先株式が71,250千株、第八回第八種優先株式が18,200千株、第九回第九種優先株式が18,200千株増加しております。

(2)資本金が388,784,790千円減少しております。

(3)資本準備金が186,760,167千円増加しております。

2. 会社分割により、資本準備金が132,272,982千円減少しております。

3. 有償 第三者割当(第十回第十三種優先株式 360,000千株)発行価格 1,000円 資本組入額 500円

4. 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。

5. 当行は、平成16年9月17日の臨時株主総会及び種類株主総会において、親会社である株式会社みずほホールディングス及び株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容との相互関係の統一・整備を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。

当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。

(1) 普通株式1,000株を1株に併合。

(2) 第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第四回第四種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、及び第九回第九種優先株式1,000株を1株に併合。

(3) 第十回第十三種優先株式200株を1株に併合。

なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。

以上により、発行済株式総数が4,559,788千株減少しております。

6. 平成17年8月1日に第一回第一種優先株式14千株を普通株式56千株に一斉転換したため、発行済株式総数は42千株増加しております。

7. 平成17年8月29日に第三回第二種優先株式37千株を自己株式買受けにより取得し、同日付で消却したため、発行済株式総数は37千株減少しております。

8. 平成17年11月18日に普通株式の端株0.101株を消却したため、発行済株式総数は0.101株減少しております。

当行は、平成14年4月1日に株式会社第一勧業銀行を法的な存続会社として株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割と合併を行い発足しました。以下に参考情報として旧3行の最終事業年度の発行済株式総数と資本金等の推移を記載しております。

株式会社第一勧業銀行の発行済株式総数、資本金等の推移は次のとおりであります。

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日 (注)		3,505,384		858,784,790		747,181,255

(注) この間における増減はありません。

株式会社富士銀行の発行済株式総数、資本金等の推移は次のとおりであります。

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成13年4月1日～ 平成14年1月31日 (注)1		3,896,303		1,039,544,008		929,907,844
平成14年2月1日 (注)2	171,983	4,068,286		1,039,544,008		929,907,844

(注) 1. この間における増減はありません。

2. 第一回第一種優先株式の普通株式への一斉転換による優先株式52,411千株の減少とそれに伴う普通株式224,394千株の発行による増加。

株式会社日本興業銀行の発行済株式総数、資本金等の推移は次のとおりであります。

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日 (注)		2,919,579		673,605,279		570,132,176

(注) この間における増減はありません。

(4) 【所有者別状況】
普通株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				3,833,464				3,833,464	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第二回第二種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				43,000				43,000	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第三回第二種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				5,683				5,683	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第四回第四種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				64,500				64,500	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第五回第五種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				85,500				85,500	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第六回第六種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				71,250				71,250	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第七回第七種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				71,250				71,250	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第八回第八種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				18,200				18,200	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第九回第九種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				18,200				18,200	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第十回第十三種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				1,800,000				1,800,000	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,833,464	100.00
計		3,833,464	100.00

(注)平成17年10月1日に、株式会社みずほホールディングスが株式会社みずほフィナンシャルグループに3,833,464株を譲渡したため、大株主が変更しました。

第二回第二種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	43,000	100.00
計		43,000	100.00

(注)平成17年10月1日に、株式会社みずほホールディングスが株式会社みずほフィナンシャルグループに当該株式全株を譲渡したため、大株主が変更しました。

第三回第二種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	5,683	100.00
計		5,683	100.00

(注)平成17年10月1日に、株式会社みずほホールディングスが株式会社みずほフィナンシャルグループに当該株式全株を譲渡したため、大株主が変更しました。

第四回第四種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

(注)平成17年10月1日に、株式会社みずほホールディングスが株式会社みずほフィナンシャルグループに当該株式全株を譲渡したため、大株主が変更しました。

第五回第五種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

(注)平成17年10月1日に、株式会社みずほホールディングスが株式会社みずほフィナンシャルグループに当該株式全株を譲渡したため、大株主が変更しました。

第六回第六種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

(注)平成17年10月1日に、株式会社みずほホールディングスが株式会社みずほフィナンシャルグループに当該株式全株を譲渡したため、大株主が変更しました。

第七回第七種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

(注)平成17年10月1日に、株式会社みずほホールディングスが株式会社みずほフィナンシャルグループに当該株式全株を譲渡したため、大株主が変更しました。

第八回第八種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

(注)平成17年10月1日に、株式会社みずほホールディングスが株式会社みずほフィナンシャルグループに当該株式全株を譲渡したため、大株主が変更しました。

第九回第九種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

(注)平成17年10月1日に、株式会社みずほホールディングスが株式会社みずほフィナンシャルグループに当該株式全株を譲渡したため、大株主が変更しました。

第十回第十三種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,800,000	100.00
計		1,800,000	100.00

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成18年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,177,583		各種類の株式の内容は、 「1. 株式等の状況」 「(1) 株式の総数等」 「発行済株式」 (注) 2～10に記載のとおりであります。
第二回第二種優先株式	43,000		
第三回第二種優先株式	5,683		
第四回第四種優先株式	64,500		
第五回第五種優先株式	85,500		
第六回第六種優先株式	71,250		
第七回第七種優先株式	71,250		
第八回第八種優先株式	18,200		
第九回第九種優先株式	18,200		
第十回第十三種優先株式	1,800,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,833,464	3,833,464	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。
端株			
発行済株式総数	6,011,047		
総株主の議決権		3,833,464	

【自己株式等】

平成18年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
計					

(7) 【ストックオプション制度の内容】
該当ありません。

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】優先株式

イ【定時総会決議による買受けの状況】

平成18年6月26日現在

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(億円)
定時株主総会での決議 状況 (平成17年6月27日決議)	第一回第一種優先株式	上限 14,190	上限 1,300
	第二回第二種優先株式	上限 43,000	上限 1,300
	第三回第二種優先株式	上限 43,000	上限 1,300
	第六回第六種優先株式	上限 71,250	上限 1,300
	第七回第七種優先株式	上限 71,250	上限 1,300
	第八回第八種優先株式	上限 18,200	上限 1,300
	第九回第九種優先株式	上限 18,200	上限 1,300
		合算上限 279,090	合算上限 1,300
前決議期間における取得自己株式	第一回第一種優先株式		
	第二回第二種優先株式		
	第三回第二種優先株式	37,317	699
	第六回第六種優先株式		
	第七回第七種優先株式		
	第八回第八種優先株式		
	第九回第九種優先株式		
		37,317	699
残存授權株式の総数及び価額の総額	第一回第一種優先株式 (注) 2		
	第二回第二種優先株式	上限 43,000	上限 1,300
	第三回第二種優先株式	上限 5,683	上限 600
	第六回第六種優先株式	上限 71,250	上限 1,300
	第七回第七種優先株式	上限 71,250	上限 1,300
	第八回第八種優先株式	上限 18,200	上限 1,300
	第九回第九種優先株式	上限 18,200	上限 1,300
		合算上限 227,583	合算上限 600
未行使割合(%)	第一回第一種優先株式 (注) 2		
	第二回第二種優先株式	100.00	100.00
	第三回第二種優先株式	13.21	46.15
	第六回第六種優先株式	100.00	100.00
	第七回第七種優先株式	100.00	100.00
	第八回第八種優先株式	100.00	100.00
	第九回第九種優先株式	100.00	100.00
		(注) 3 85.91	46.15

- (注) 1. 優先株式の上記授権株式数の合算上限を前定時株主総会の終結した日現在の各種優先株式の発行済株式の総数で除して計算した割合は12.52%であります。
2. 第一回第一種優先株式については、自己株式の取得を行わないまま、平成17年8月1日に全株に当る14,190株を普通株式56,760株に一斉転換したため、当該株式は無くなりました。
3. 株式数に係る未行使割合については、「定時株主総会での決議状況」の株式数の合算上限から第一回第一種優先株式の14,190株を控除して算出しております。
4. 資本政策に機動的に対応しうる手段として、前定時株主総会において自己株式の取得枠を設定いたしました。が、当行の資本状況等を踏まえて自己株式取得を実施した結果、第二回第二種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式および第九回第九種優先株式については、株式の総数の未行使割合が50%以上となりました。

ロ【子会社からの買受けの状況】

該当ありません。

ハ【取締役会決議による買受けの状況】

該当ありません。

ニ【取得自己株式の処理状況】

平成18年6月26日現在

区分	株式の種類	処分、消却又は移転株式数 (株)	処分価額の総額(億円)
新株発行に関する手続きを準用する処分を行った取得自己株式			
消却の処分を行った取得自己株式	第三回第二種優先株式	37,317	699
合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式の移転			

ホ【自己株式の保有状況】

該当ありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当ありません。

3【配当政策】

配当に関しましては、財務体質強化の観点から内部留保の充実に意を用いつつ、業績等を勘案しまして決定させていただきたいと考えております。

平成17年度普通株式の年間配当金につきましては、1株につき24,250円とさせていただきました。

また、平成17年度の各種優先株式の年間配当金につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただきました。

4【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

(平成18年6月29日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役頭取 (代表取締役)		杉山 清次	昭和22年4月17日生	昭和46年7月 日本勧業銀行入行 平成11年6月 第一勧業銀行取締役人事室長 平成12年5月 同 常務取締役法人業務第一部 長カスタマー&コンシューマ ーバンキング・カンパニー担当 平成12年6月 同 常務執行役員法人業務第一 部長カスタマー&コンシューマ ーバンキング・カンパニー担当 平成12年7月 同 常務執行役員カスタマー& コンシューマバンキング・カ ンパニー担当 平成13年6月 みずほホールディングス常務執 行役員資産運用・信託ビジネス ユニット長 平成14年4月 みずほコーポレート銀行常務執 行役員コンプライアンス統括グ ループ統括役員 平成14年6月 同 常務執行役員企画グループ 統括役員 平成15年3月 みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員IT・システ ム・事務グループ長 平成15年6月 同 取締役副社長IT・システ ム・事務グループ長 平成16年3月 当行取締役頭取(現職) 平成16年3月 みずほフィナンシャルグループ 取締役(現職) 平成16年3月 みずほホールディングス(現み ずほフィナンシャルストラテジ ー)取締役(現職)	
取締役副頭取 (代表取締役)		町田 充	昭和24年6月14日生	昭和47年4月 富士銀行入行 平成12年6月 同 執行役員財務企画部長 平成12年7月 同 執行役員本店審議役 平成12年9月 みずほホールディングス執行役 員財務・主計グループ長 平成13年4月 同 常務執行役員財務・主計グ ループ長 平成15年2月 同 常務執行役員財務・主計グ ループ長兼市場・ALM統括部 長 平成15年3月 みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員財務・主計グル ープ長兼市場・ALM統括部長 平成15年6月 同 常務取締役財務・主計グル ープ長兼市場・ALM統括部長 平成16年2月 同 常務取締役財務・主計グル ープ長 平成16年3月 同 常務取締役財務・主計グル ープ長兼IT・システム・事務 グループ長 平成16年4月 同 取締役 平成16年4月 当行常務取締役 平成18年3月 同 取締役副頭取(現職)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役副頭取 (代表取締役)		喜多野 利和	昭和24年10月28日生	昭和48年4月 日本興業銀行入行 平成12年3月 同 人事部長兼秘書役 平成13年6月 同 執行役員人事部長兼秘書役 平成14年4月 当行常務執行役員 平成15年3月 みずほコーポレート銀行常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員 平成16年4月 同 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員兼IT・システムグループ統括役員 平成18年3月 当行取締役副頭取(現職)	
常務取締役		野中 隆史	昭和27年2月17日生	昭和50年4月 富士銀行入行 平成12年8月 同 個人開発部長 平成14年4月 当行マーケティング企画部長 平成14年12月 同 個人商品開発部長兼個人商品開発部戦略カード会社管理室長 平成15年3月 同 執行役員個人商品開発部長 平成16年4月 同 常務執行役員個人商品開発部長 平成16年5月 同 常務執行役員 平成18年3月 同 常務取締役(現職)	
常務取締役		登林 清隆	昭和24年6月29日生	昭和48年4月 第一勧業銀行入行 平成12年5月 同 横浜支店長 平成14年4月 当行審査第四部長 平成14年7月 同 審査第一部長 平成15年5月 同 人事部付審議役 平成15年6月 同 常勤監査役 平成17年4月 同 常務取締役(現職)	
常務取締役		白石 晴久	昭和25年9月28日生	昭和49年4月 第一勧業銀行入行 平成12年9月 同 人事部付みずほホールディングス個人企画部長 平成14年4月 当行個人企画部長 平成16年4月 同 執行役員システム統合プロジェクト統括PT長 平成17年4月 同 常務取締役(現職)	
常務取締役		斎藤 英秋	昭和28年11月5日生	昭和51年4月 日本興業銀行入行 平成12年7月 同 営業第十一部参事 平成13年11月 同 営業第四部長 平成14年1月 同 営業第四部長兼みずほコーポレート銀行設立推進委員会委員 平成14年4月 みずほコーポレート銀行審査第一部長 平成16年4月 当行与信企画部長 平成17年4月 同 執行役員与信企画部長 平成18年3月 同 常務取締役(現職)	

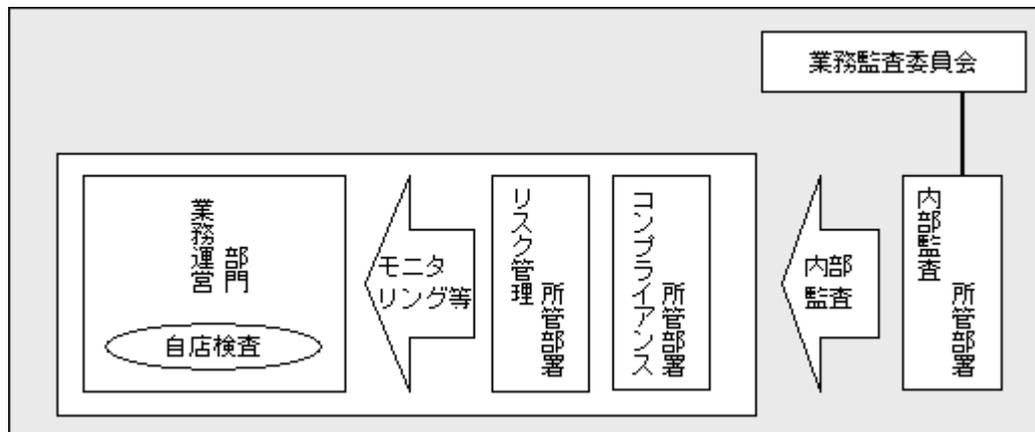
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常勤監査役		松谷 東一郎	昭和19年1月29日生	昭和41年4月 富士銀行入行 平成5年6月 同 取締役総合事務部長 平成6年6月 同 取締役システム開発部長 平成8年5月 同 取締役 平成8年6月 富士ビジネスエージェンシー社長 平成11年10月 富士ビジネスエキスパーツ社長 平成14年2月 みずほビジネスサービス代表取締役社長 平成18年3月 当行常勤監査役(現職)	
常勤監査役		松浦 茂	昭和27年8月26日生	昭和50年4月 第一勧業銀行入行 平成12年5月 同 芝支店長 平成13年10月 同 日本橋支店長 平成14年4月 当行日本橋支店長 平成16年4月 同 宝くじ部長 平成17年4月 同 常勤監査役(現職)	
監査役		野崎 幸雄	昭和6年8月19日生	昭和31年4月 東京地方裁判所判事補任官 平成4年3月 仙台高等裁判所長官 平成5年3月 名古屋高等裁判所長官 平成8年8月 退官 平成8年10月 第一東京弁護士会入会 平成9年6月 第一勧業銀行監査役(平成14年3月まで) 平成12年9月 みずほホールディングス監査役(平成15年3月まで) 平成14年4月 みずほコーポレート銀行監査役(現職) 平成15年1月 みずほフィナンシャルグループ監査役(現職) 平成18年3月 当行監査役(現職)	
監査役		長谷川 俊明	昭和23年9月13日生	昭和52年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和57年1月 大橋・松枝・長谷川法律事務所パートナー 平成2年1月 長谷川俊明法律事務所開設 平成8年1月 富士銀行顧問弁護士 平成12年6月 同 監査役(平成14年3月まで) 平成12年9月 みずほホールディングス(現みずほフィナンシャルストラテジー)監査役(現職) 平成14年4月 当行監査役(現職) 平成15年1月 みずほフィナンシャルグループ監査役(平成18年6月まで) 平成18年3月 みずほコーポレート銀行監査役(現職)	
計					

(注) 監査役のうち、野崎幸雄および長谷川俊明の両氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

ニタリング等にて牽制機能を確保するとともに、業務運営から独立した業務監査委員会のもとで内部監査部門に属する内部監査所管部署が内部監査を実施することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

なお、当行では、個人情報保護法全面施行等の情報管理の重要性の高まりに対応すべく、関連規程の制定、情報管理委員会および担当組織の設置等を行い、情報管理体制の強化をより一層推進しております。さらに内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図るとともに、米国サーベンス・オクスリー法、国内の開示制度改正の動きに準拠した開示体制および内部統制の構築を進めております。

< 当行の内部統制の仕組み >



(4) 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当行は、内部監査のための組織として、業務監査部（専任スタッフ280名）・資産監査部（専任スタッフ34名）を設置し、取締役会で定める内部監査の基本方針および内部監査規程に基づき当行の内部監査を実施しております。

当行内部監査の結果については、内部監査部門担当役員が定期的および必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

監査役は、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、取締役等よりその職務の執行状況を聴取するとともに、重要な書類等を閲覧し、本部および営業店における業務および財産の状況等を調査し、必要に応じて、子会社、会計監査人からの報告聴取等を実施すること等により、取締役の職務執行を監査しております。

また、当行においては、内部監査部門、監査役、会計監査人は、定期的および必要に応じて都度、意見・情報交換を行い、相互に連携強化に努めております。

当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、成澤和己、甲良好夫、鈴木啓之、江見睦生の計4名であり、新日本監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当行の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当行の監査業務に係る補助者は、公認会計士27名、会計士補18名、その他4名であります。

(5) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係の概要

当行と社外監査役との間には、記載すべき利害關係はありません。

(6) 役員報酬の内容

当行の取締役に対する報酬額および監査役に対する報酬額は、以下のとおりであります。

取締役に対する報酬額	173百万円
監査役に対する報酬額	29百万円

(7) 監査報酬の内容

当行が、新日本監査法人と締結した公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額および左記以外に係る報酬額は、以下のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額	89百万円
上記以外に係る報酬額	5百万円

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 前連結会計年度（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）及び当連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）及び当事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、平成17年10月1日を合併期日として、株式会社みずほプロジェクトと合併したため、合併により消滅した株式会社みずほプロジェクトの最終事業年度である第2期（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）の財務諸表を記載しております。当該財務諸表は、「財務諸表等規則」に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しており、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成17年3月31日)		当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)					
現金預け金	8	4,902,615	6.90	3,242,617	4.55
コールローン及び買入手形		1,908,200	2.69	2,306,500	3.24
買現先勘定		409,202	0.58	5,999	0.01
債券貸借取引支払保証金		2,716,679	3.82	2,350,402	3.30
買入金銭債権		793,347	1.12	2,021,892	2.84
特定取引資産	2,8	1,034,642	1.46	891,302	1.25
金銭の信託		19,169	0.03	22,584	0.03
有価証券	1,2,8	20,458,148	28.81	20,338,883	28.56
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	34,246,292	48.22	34,130,843	47.92
外国為替	7	126,180	0.18	128,504	0.18
その他資産	8,10	1,651,427	2.32	2,065,210	2.90
動産不動産	8,11, 12,13	797,783	1.12	742,942	1.04
債券繰延資産		300	0.00	277	0.00
繰延税金資産		591,980	0.83	373,686	0.53
支払承諾見返	16	1,901,713	2.68	3,014,626	4.23
貸倒引当金		537,552	0.76	411,790	0.58
投資損失引当金		216	0.00	94	0.00
資産の部合計		71,019,914	100.00	71,224,386	100.00
(負債の部)					
預金	8	50,707,935	71.40	52,304,807	73.44
譲渡性預金		5,164,250	7.27	1,937,580	2.72
債券		2,346,925	3.30	2,016,614	2.83
コールマネー及び売渡手形	8	2,075,100	2.92	1,673,800	2.35
売現先勘定	8	244,955	0.35	492,468	0.69
債券貸借取引受入担保金	8	2,184,340	3.08	2,731,941	3.84
コマーシャル・ペーパー		12,000	0.02	-	-
特定取引負債		740,113	1.04	585,177	0.82
借入金	8,14	565,074	0.80	538,216	0.76
外国為替		19,433	0.03	19,949	0.03
短期社債		-	-	29,000	0.04
社債	15	805,215	1.13	761,421	1.07
その他負債	8	2,078,566	2.93	2,559,815	3.60
賞与引当金		8,753	0.01	9,349	0.01
退職給付引当金		8,898	0.01	9,593	0.01
ポイント引当金		51	0.00	629	0.00
特別法上の引当金		565	0.00	652	0.00
繰延税金負債		2,091	0.00	21,064	0.03
再評価に係る繰延税金負債	11	106,072	0.15	93,304	0.13
支払承諾	16	1,901,713	2.68	3,014,626	4.23
負債の部合計		68,972,057	97.12	68,800,011	96.60
(少数株主持分)					
少数株主持分		296,792	0.42	393,860	0.55
(資本の部)					
資本金		650,000	0.91	650,000	0.91
資本剰余金		762,345	1.07	762,345	1.07
利益剰余金		160,326	0.23	275,065	0.39
土地再評価差額金	11	155,253	0.22	132,028	0.18
その他有価証券評価差額金		23,139	0.03	211,075	0.30
資本の部合計		1,751,065	2.46	2,030,514	2.85
負債、少数株主持分及び資本の部合計		71,019,914	100.00	71,224,386	100.00

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		1,244,009	100.00	1,333,972	100.00
資金運用収益		708,328		691,936	
貸出金利息		589,180		535,524	
有価証券利息配当金		65,434		94,929	
コールローン利息及び 買入手形利息		2,327		1,373	
買現先利息		1		3	
債券貸借取引受入利息		371		267	
預け金利息		17,259		20,127	
その他の受入利息		33,753		39,710	
役務取引等収益		274,500		324,457	
特定取引収益		41,443		44,562	
その他業務収益		150,868		219,681	
その他経常収益	1	68,868		53,333	
経常費用		1,028,366	82.67	1,033,402	77.47
資金調達費用		67,809		78,036	
預金利息		22,405		29,947	
譲渡性預金利息		1,016		1,168	
債券利息		6,224		3,372	
コールマネー利息及び 売渡手形利息		84		79	
売現先利息		3		10	
債券貸借取引支払利息		6,013		12,540	
コマーシャル・ペーパー 利息		2		2	
借入金利息		17,459		15,393	
短期社債利息		0		6	
社債利息		14,292		15,264	
その他の支払利息		306		250	
役務取引等費用		51,642		53,602	
特定取引費用		568		6,674	
その他業務費用		70,909		127,416	
営業経費		612,384		604,404	
その他経常費用	2	225,052		163,267	
経常利益		215,642	17.33	300,569	22.53
特別利益		24,606	1.98	39,301	2.95
動産不動産処分益		16,194		19,489	
償却債権取立益		2,782		344	
金融先物取引責任準備金 取崩額		2		0	
証券取引責任準備金取崩額		0		-	
その他の特別利益	3	5,626		19,466	
特別損失		106,211	8.54	53,467	4.01
動産不動産処分損		19,202		16,450	
減損損失	4	56,735		14,511	
証券取引責任準備金繰入額		-		86	
その他の特別損失	5	30,273		22,417	
税金等調整前当期純利益		134,037	10.77	286,403	21.47
法人税、住民税及び事業税		2,081	0.17	11,230	0.84
法人税等調整額		89,728	7.21	78,061	5.85
少数株主利益		11,619	0.93	23,969	1.80
当期純利益		30,608	2.46	173,141	12.98

【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		762,345	762,345
資本剰余金期末残高		762,345	762,345
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		114,446	160,326
利益剰余金増加高		55,584	194,442
当期純利益		30,608	173,141
土地再評価差額金取崩による利益剰余金増加高		24,975	21,301
利益剰余金減少高		9,705	79,703
配当金		9,705	9,705
自己株式消却額		-	69,998
利益剰余金期末残高		160,326	275,065

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		134,037	286,403
減価償却費		75,428	70,115
減損損失		56,735	14,511
連結調整勘定償却額		396	3,903
持分法による投資損益()		147	643
貸倒引当金の増加額		294,028	126,204
投資損失引当金の増加額		135	140
賞与引当金の増加額		167	103
退職給付引当金の増加額		1,013	645
資金運用収益		708,328	691,936
資金調達費用		67,809	78,036
有価証券関係損益()		19,925	121,941
金銭の信託の運用損益()		8	26
為替差損益()		11,907	44,425
動産不動産処分損益()		3,008	3,038
特定取引資産の純増()減		169,219	143,340
特定取引負債の純増減()		31,567	154,936
貸出金の純増()減		3,246,545	84,980
預金の純増減()		305,448	1,612,346
譲渡性預金の純増減()		1,286,300	3,226,670
債券の純増減()		463,880	330,311
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()		51,772	903
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増()減		231,919	124,309
コールローン等の純増()減		1,775,194	1,223,642
債券貸借取引支払保証金の純増()減		556,657	366,276
コールマネー等の純増減()		144,437	153,787
コマースナル・ペーパーの純増減()		11,000	12,000
債券貸借取引受入担保金の純増減()		852,556	547,600
外国為替(資産)の純増()減		20,012	2,323
外国為替(負債)の純増減()		4,443	515
短期社債(負債)の純増減()		-	29,000
資金運用による収入		733,060	713,030
資金調達による支出		76,373	91,155
その他		63,222	16,433
小計		5,997,446	1,890,613
法人税等の支払額		1,088	3,206
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,996,358	1,893,820
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		30,331,223	33,173,479
有価証券の売却による収入		5,435,115	8,327,853
有価証券の償還による収入		19,235,848	25,314,539
金銭の信託の増加による支出		16,171	27,420
金銭の信託の減少による収入		14,000	24,005
動産不動産の取得による支出		41,729	38,190
動産不動産の売却による収入		55,259	59,852
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出		961	16,559
投資活動によるキャッシュ・フロー		5,649,861	470,601
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		55,000	89,000
劣後特約付借入金の返済による支出		130,000	125,000
劣後特約付社債の発行による収入		249,500	152,300
劣後特約付社債の償還による支出		102,200	197,200
配当金支払額		9,705	9,705
少数株主への配当金支払額		8,603	8,556
少数株主からの払込みによる収入		-	50,747
自己株式の取得による支出		-	69,998
財務活動によるキャッシュ・フロー		53,991	118,413
現金及び現金同等物に係る換算差額		195	481
現金及び現金同等物の増加額		400,683	1,541,151
現金及び現金同等物の期首残高		3,367,581	3,768,265
現金及び現金同等物の期末残高	1	3,768,265	2,227,114

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社 26社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、株式会社年金住宅サービスセンターは持分の増加により当連結会計年度から連結しております。</p>	<p>連結子会社 38社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、ユーシーカード株式会社、みずほキャピタル株式会社他12社は議決権の取得、持分の増加等により当連結会計年度から連結しております。また、株式会社みずほプロジェクト、株式会社年金住宅サービスセンターは合併により除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 7社 主要な会社名 株式会社みずほアドバイザー 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社 なお、マックス・インベストメント・アドバイザー株式会社は設立により持分法を適用しております。また、株式会社年金住宅サービスセンターは持分法適用の対象から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 9社 主要な会社名 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社 なお、みずほマネジメントアドバイザー株式会社他4社は設立等により持分法を適用しております。また、株式会社ティー・ヴィー・シーファイナンス、株式会社みずほアドバイザー他1社は清算等により持分法適用の対象から除外しております。</p>
	<p>(2) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 阪都不動産管理株式会社 持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(2) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 阪都不動産管理株式会社 株式会社みずほアドバイザー 持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 3社 3月末日 21社 6月最終営業日の前日 2社</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 11社 3月末日 24社 6月最終営業日の前日 3社</p>
	<p>(2) 6月最終営業日の前日を決算日とする子会社については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(2) 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額を除き全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法によっております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4)減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産の減価償却の方法は、動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。	(4)減価償却の方法 動産不動産 同左 ソフトウェア 同左
	(5)繰延資産の処理方法 (イ)債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間(3年)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。 (ロ)社債発行費 発生時に全額費用処理しております。	(5)繰延資産の処理方法 (イ)債券繰延資産 次のとおり償却しております。 同左 債券繰延資産のうち債券発行費用は、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却しております。 (ロ)社債発行費 同左

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(6)貸倒引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び注記事項(連結貸借対照表関係) 5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(6)貸倒引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び注記事項(連結貸借対照表関係) 5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は465,221百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は341,777百万円であります。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(9)退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認める額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生連結会計年度に一時損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識しておりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、早期適用により平成17年3月31日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表についても未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当連結会計年度から未認識年金資産を数理計算上の差異乃至過去勤務債務に合理的に区分して費用の減額処理及び利益処理の対象としております。これにより「その他資産」(前払年金費用)が18,341百万円増加、「経常利益」が16,195百万円増加、「税金等調整前当期純利益」が18,341百万円増加しております。</p>	<p>(9)退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認める額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異は、主として各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10～12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(10)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金565百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ)金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ)証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(10)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金652百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ)金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ)証券取引責任準備金 同左</p>
	<p>(11)ポイント引当金 「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(11)ポイント引当金 同左</p>
	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>
	<p>(13)リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(13)リース取引の処理方法 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は91,798百万円、繰延ヘッジ利益は98,849百万円であります。</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は63,179百万円、繰延ヘッジ利益は72,130百万円であります。</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>その他有価証券のうち債券の相場変動を相殺するヘッジ取引の会計処理については従来繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度より債券相場環境の変化に対応し、ヘッジ取引の効果をより適切に連結財務諸表に反映させることを目的として、時価ヘッジを適用しております。従来の方法によった場合に比べ、この変更による影響額は以下のとおりです。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>「有価証券利息配当金」 3,810百万円減少</p> <p>「その他業務費用」 7,297百万円増加</p> <p>「経常利益」 11,108百万円減少</p> <p>「その他の特別損失」 14,412百万円増加</p> <p>「税金等調整前当期純利益」 25,520百万円減少</p> <p>(連結貸借対照表)</p> <p>「その他資産」 79,471百万円減少</p> <p>「繰延税金資産」 21,898百万円増加</p> <p>「その他有価証券評価差額金」 32,052百万円減少</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度における金利相場環境の変化等に伴い、ヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあると認められたため、繰延ヘッジ損失18,538百万円をその他経常費用として処理しております。</p> <p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(八)内部取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(八)内部取引等 同左</p>
	<p>(15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	<p>(15)消費税等の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>同左</p>
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	<p>連結調整勘定は原則として発生年度以後20年以内で均等償却しており、その金額に重要性が乏しい場合には発生年度に全額償却しております。</p>	<p>同左</p>
7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	<p>連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。</p>	<p>同左</p>
8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>従来は、処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回った所有不動産について、処分可能見込額と帳簿価額との差額を直接償却しておりましたが、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を平成16年4月1日以後開始する連結会計年度から適用することが認められたことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は33,597百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しておりません。</p>	

追加情報

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式1,767百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券及び「有価証券」中のその他証券に合計297,159百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は120,266百万円、再貸付に供している有価証券は2,355百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは5,235,216百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は37,529百万円、延滞債権額は520,752百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、1,992百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は27,357百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式2,433百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券及び「有価証券」中の外国証券に合計322,504百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は140,607百万円、再貸付に供している有価証券は255百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,526,705百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は26,077百万円、延滞債権額は342,354百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,903百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)																																						
<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は250,038百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は835,677百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、1,992百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分出来る権利を有しておりますが、その額面金額は486,004百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="199 1075 718 1220"> <tr><td>特定取引資産</td><td>137,984百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>3,519,554百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,524,230百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>1,663百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="199 1265 718 1444"> <tr><td>預金</td><td>544,715百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>1,526,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>244,955百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>2,051,485百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>10,710百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」193百万円、「特定取引資産」1,108百万円及び「有価証券」798,609百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は103,295百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は990百万円あります。</p>	特定取引資産	137,984百万円	有価証券	3,519,554百万円	貸出金	3,524,230百万円	動産不動産	1,663百万円	預金	544,715百万円	コールマネー及び売渡手形	1,526,000百万円	売現先勘定	244,955百万円	債券貸借取引受入担保金	2,051,485百万円	借入金	10,710百万円	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は233,922百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は614,257百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は435,185百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="845 1075 1364 1220"> <tr><td>特定取引資産</td><td>212,746百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>5,646,613百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,314,486百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>329百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="845 1265 1364 1478"> <tr><td>預金</td><td>607,370百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>1,268,900百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>492,468百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>2,648,959百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>21,941百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>90百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」2,409百万円及び「有価証券」883,153百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は102,540百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は941百万円、その他の証拠金等は2,761百万円あります。</p>	特定取引資産	212,746百万円	有価証券	5,646,613百万円	貸出金	3,314,486百万円	その他資産	329百万円	預金	607,370百万円	コールマネー及び売渡手形	1,268,900百万円	売現先勘定	492,468百万円	債券貸借取引受入担保金	2,648,959百万円	借入金	21,941百万円	その他負債	90百万円
特定取引資産	137,984百万円																																						
有価証券	3,519,554百万円																																						
貸出金	3,524,230百万円																																						
動産不動産	1,663百万円																																						
預金	544,715百万円																																						
コールマネー及び売渡手形	1,526,000百万円																																						
売現先勘定	244,955百万円																																						
債券貸借取引受入担保金	2,051,485百万円																																						
借入金	10,710百万円																																						
特定取引資産	212,746百万円																																						
有価証券	5,646,613百万円																																						
貸出金	3,314,486百万円																																						
その他資産	329百万円																																						
預金	607,370百万円																																						
コールマネー及び売渡手形	1,268,900百万円																																						
売現先勘定	492,468百万円																																						
債券貸借取引受入担保金	2,648,959百万円																																						
借入金	21,941百万円																																						
その他負債	90百万円																																						

前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,571,887百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,368,850百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は228,981百万円、繰延ヘッジ利益の総額は184,898百万円であります。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,324,770百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,852,693百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は294,014百万円、繰延ヘッジ利益の総額は130,903百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
<p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">193,234百万円</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額は529,992百万円であります。</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金515,557百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">162,749百万円</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額は572,671百万円であります。</p> <p>13. 動産不動産の圧縮記帳額は41,050百万円であります。</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金487,102百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>16. 支払承諾及び支払承諾見返には、当連結会計年度から当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益43,276百万円、長期不活動預金の収益計上額14,772百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却63,540百万円、システム統合に係る費用及びソフトウェア除却額55,509百万円、債権売却損49,828百万円、繰延ヘッジ損失の償却額18,538百万円、株式等償却3,554百万円、株式等売却損1,953百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他の特別利益には、貸倒引当金純取崩額3,480百万円、退職給付制度改正に伴う退職給付債務の減少額2,146百万円を計上しております。</p> <p>4. 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>		<p>1. その他経常収益には、株式等売却益27,232百万円、長期不活動預金の収益計上額8,479百万円及び土地建物賃貸料3,897百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却53,321百万円、株式等償却7,358百万円、株式等売却損870百万円及び当行の債券ポートフォリオの見直しに伴う国債等債券に係る売却損52,804百万円、ソフトウェア除却額16,759百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他の特別利益は、貸倒引当金純取崩額19,326百万円及び投資損失引当金純取崩額140百万円であります。</p> <p>4. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>	
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	廃止予定店舗 40ヶ店 遊休資産 85物件 処分予定資産	土地建物 動産等	17,225 19,840
その他	営業用店舗 1ヶ店 廃止予定店舗 5ヶ店 遊休資産 88物件	土地建物 動産等	19,649 19
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 64物件 処分予定資産	土地建物等 動産等	7,160 565
その他	廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件	土地建物等	6,785
<p>一部の国内連結子会社において、投資額の回収が見込めなくなった営業用店舗について減損損失を計上しております。その際のグルーピングは、各支店を各々独立した単位としております。回収可能価額については、使用価値により測定しており、当該連結子会社では割引率8.8%を適用しております。</p> <p>当行及び一部の国内連結子会社において、廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産について減損損失を計上しております。その際のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。回収可能価額については、正味売却価額により算定しており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>5. その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額15,860百万円、当連結会計年度より時価ヘッジ会計を適用したことによる影響額14,412百万円を計上しております。</p>		<p>営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、当行並びに一部の国内連結子会社において、廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産について、当連結会計年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>5. その他の特別損失は、前連結会計年度における退職給付に関する算定方法の見直しに係る処理額であります。</p>	

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円) 平成17年3月31日現在 現金預け金勘定 4,902,615 定期預け金 320,071 その他 814,278 現金及び現金同等物 3,768,265	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円) 平成18年3月31日現在 現金預け金勘定 3,242,617 定期預け金 503,071 その他 512,432 現金及び現金同等物 2,227,114

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">23,506百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">682百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">24,188百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">9,919百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">453百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">10,372百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">13,586百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">229百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">13,815百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3,773百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">14,497百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">18,271百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">8,452百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">8,972百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">691百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p style="padding-left: 20px;">原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p style="padding-left: 20px;">リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">18,796百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">98,030百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">116,826百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 	取得価額相当額		動産	23,506百万円	その他	682百万円	合計	24,188百万円	減価償却累計額相当額		動産	9,919百万円	その他	453百万円	合計	10,372百万円	年度末残高相当額		動産	13,586百万円	その他	229百万円	合計	13,815百万円	1年内	3,773百万円	1年超	14,497百万円	合計	18,271百万円	支払リース料	8,452百万円	減価償却費相当額	8,972百万円	支払利息相当額	691百万円	1年内	18,796百万円	1年超	98,030百万円	合計	116,826百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">27,010百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">609百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">27,619百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">15,112百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">431百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">15,543百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">11,897百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">177百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">12,075百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">4,709百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">13,494百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">18,204百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">4,587百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">6,025百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">522百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p style="padding-left: 20px;">原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p style="padding-left: 20px;">リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">19,248百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">83,097百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">102,345百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 	取得価額相当額		動産	27,010百万円	その他	609百万円	合計	27,619百万円	減価償却累計額相当額		動産	15,112百万円	その他	431百万円	合計	15,543百万円	年度末残高相当額		動産	11,897百万円	その他	177百万円	合計	12,075百万円	1年内	4,709百万円	1年超	13,494百万円	合計	18,204百万円	支払リース料	4,587百万円	減価償却費相当額	6,025百万円	支払利息相当額	522百万円	1年内	19,248百万円	1年超	83,097百万円	合計	102,345百万円
取得価額相当額																																																																																					
動産	23,506百万円																																																																																				
その他	682百万円																																																																																				
合計	24,188百万円																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																					
動産	9,919百万円																																																																																				
その他	453百万円																																																																																				
合計	10,372百万円																																																																																				
年度末残高相当額																																																																																					
動産	13,586百万円																																																																																				
その他	229百万円																																																																																				
合計	13,815百万円																																																																																				
1年内	3,773百万円																																																																																				
1年超	14,497百万円																																																																																				
合計	18,271百万円																																																																																				
支払リース料	8,452百万円																																																																																				
減価償却費相当額	8,972百万円																																																																																				
支払利息相当額	691百万円																																																																																				
1年内	18,796百万円																																																																																				
1年超	98,030百万円																																																																																				
合計	116,826百万円																																																																																				
取得価額相当額																																																																																					
動産	27,010百万円																																																																																				
その他	609百万円																																																																																				
合計	27,619百万円																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																					
動産	15,112百万円																																																																																				
その他	431百万円																																																																																				
合計	15,543百万円																																																																																				
年度末残高相当額																																																																																					
動産	11,897百万円																																																																																				
その他	177百万円																																																																																				
合計	12,075百万円																																																																																				
1年内	4,709百万円																																																																																				
1年超	13,494百万円																																																																																				
合計	18,204百万円																																																																																				
支払リース料	4,587百万円																																																																																				
減価償却費相当額	6,025百万円																																																																																				
支払利息相当額	522百万円																																																																																				
1年内	19,248百万円																																																																																				
1年超	83,097百万円																																																																																				
合計	102,345百万円																																																																																				

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、コマーシャル・ペーパー及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	455,249	642

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	1,117,495	1,124,118	6,622	6,622	-
地方債	52,911	53,482	570	570	-
その他	289,159	283,204	5,954	-	5,954
合計	1,459,567	1,460,805	1,237	7,192	5,954

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対 照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	685,174	860,879	175,704	199,150	23,445
債券	15,709,776	15,642,511	67,264	4,573	71,837
国債	15,584,711	15,517,193	67,518	3,718	71,236
地方債	62,111	62,546	434	733	298
社債	62,952	62,772	180	121	302
その他	412,202	399,701	12,500	3,461	15,961
合計	16,807,153	16,903,092	95,939	207,185	111,245

- (注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額は54,074百万円（収益）であります。
2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
4. 当行及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は272百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	5,341,554	56,501	7,182

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成17年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	739,108
非上場外国証券	100,046
非公募債券等	1,284,712

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成17年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	11,198,532	4,066,296	2,735,926	96,875
国債	11,102,351	2,943,125	2,506,535	82,676
地方債	1,648	84,483	36,257	-
社債	94,531	1,038,687	193,132	14,199
その他	36,387	661,864	59,486	178,507
合計	11,234,919	4,728,161	2,795,413	275,383

当連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	503,676	4,270

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対 照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	1,168,205	1,163,791	4,414	96	4,510
地方債	51,435	51,081	354	-	354
その他	316,508	305,605	10,902	-	10,902
合計	1,536,148	1,520,477	15,671	96	15,767

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	775,945	1,271,650	495,705	508,303	12,598
債券	14,737,320	14,608,115	129,205	441	129,647
国債	14,374,252	14,249,265	124,986	273	125,260
地方債	92,733	90,665	2,067	70	2,138
社債	270,334	268,183	2,151	97	2,248
その他	655,346	681,746	26,400	27,497	1,097
合計	16,168,613	16,561,512	392,899	536,243	143,343

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は11,549百万円（損失）であります。

2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当行及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は2,470百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	8,419,991	37,162	61,564

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	292,329
非上場外国証券	234,073
非公募債券等	3,039,759

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
債券	9,084,436	5,804,806	2,004,567	670,646
国債	8,884,542	4,238,853	1,664,349	629,726
地方債	1,731	84,212	61,778	-
社債	198,161	1,481,740	278,439	40,920
その他	51,459	1,207,956	218,681	798,603
合計	9,135,895	7,012,762	2,223,248	1,469,250

（金銭の信託関係）

前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託（平成17年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	19,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成17年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成17年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
その他の金銭の信託	169	169	-	-	-

（注）「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	22,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成18年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
その他の金銭の信託	584	584	-	-	-

（注）「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。(平成17年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	41,920
その他有価証券	41,920
(+)繰延税金資産	-
(-)繰延税金負債	17,022
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	24,897
(-)少数株主持分相当額	1,757
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	23,139

(注)1.時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額54,074百万円(収益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	405,017
その他有価証券	405,017
(+)繰延税金資産	-
(-)繰延税金負債	164,274
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	240,742
(-)少数株主持分相当額	29,681
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	14
その他有価証券評価差額金	211,075

(注)1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額11,549百万円(損失)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度
(自 平成16年 4月 1日
至 平成17年 3月31日)

(1)取引の内容

主に以下のデリバティブ(金融派生商品)取引を行っております。

- A. 金利関連取引: 金利スワップ、金利先物、金利オプション
- B. 通貨関連取引: 通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 債券関連取引: 債券先物、債券店頭オプション
- D. その他 : コモディティーデリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2)利用目的

「お客さまの多様なニーズへの対応」、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M : Asset and Liability Management)」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M)」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、(キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの)ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュ・フロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」
お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M)」
定期的に、「 A L M ・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」
適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク: 取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク: 金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク: 市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、クレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する総合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

自己資本比率（国内基準）の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額（与信相当額）は1,420,945百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として総合リスク管理部を設置しております。

金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、経営管理を行うグループ各社の保有する市場リスクの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告、申請を受ける体制となっております。市場リスク管理の状況等については、日次で頭取に、また、定期的および必要に応じて都度、取締役会および経営会議等に報告しております。

トレーディング業務にかかるV A R（Value at Risk）は以下のとおりであります。

(a) V A Rの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側（one-tailed）99.0%
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

(b) 対象期間中のV A Rの実績

- ・ 最大値：18億円
- ・ 平均値：3億円

対象期間は平成16年4月1日～平成17年3月31日

(注) V A R（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。V A Rの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデル）によって異なります。

前連結会計年度
(自 平成16年 4月 1日
至 平成17年 3月31日)

(信用リスク相当額)

(金額単位 百万円)

種類	前連結会計年度 (平成17年3月31日現在)
金利スワップ	1,042,069
通貨スワップ	456,765
先物外国為替取引	243,396
金利オプション(買)	6,868
通貨オプション(買)	496,703
その他の金融派生商品	77,742
一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果	902,600
合計	1,420,945

上記は、連結自己資本比率(国内基準)に基づく信用リスク相当額であります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引 (平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売 建	126,186	14,509	38	38
	買 建	62,074	26,814	80	80
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	39,377,686	30,626,431	551,250	551,250
	受取変動・支払固定	38,918,503	30,310,096	500,894	500,894
	受取変動・支払変動	4,616,164	3,637,624	360	360
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利オプション				
	売 建	1,054,574	531,839	2,560	2,560
買 建	987,692	529,025	3,432	3,432	
	合計				50,748

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売 建	-	-	-	-
	買 建	214	-	4	4
店頭	通貨スワップ	9,774,599	6,101,772	3,402	13,682
	為替予約				
	売 建	2,732,663	804,723	23,720	23,720
	買 建	4,119,678	1,611,093	15,022	15,022
	通貨オプション				
	売 建	4,661,505	3,416,635	236,027	53,173
	買 建	4,948,023	3,780,302	277,788	88,665
	合計				146,828

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(4)債券関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売 建	48,940	-	410	410
	買 建	18,602	-	40	40
	合計				370

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション				
	売 建	115,495	112,037	41,275	41,275
	買 建	117,940	114,481	47,426	47,426
	合 計				6,151

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売 建	182	-	10	10
	買 建	182	-	10	10
	合 計				-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温等に係るものであります。

1. 取引の状況に関する事項

当連結会計年度
 (自 平成17年 4月 1日
 至 平成18年 3月31日)

(1)取引の内容

主に以下のデリバティブ(金融派生商品)取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利先物オプション
- B. 通貨関連取引：通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 株式関連取引：株価指数先物
- D. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- E. その他：コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2)利用目的

「お客さまの多様なニーズへの対応」、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M : Asset and Liability Management)」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M)」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、(キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの)ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュ・フロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」
 お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M)」
 定期的に、「 A L M ・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」
 適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、クレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する総合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

自己資本比率（国内基準）の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額（与信相当額）は1,582,473百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として総合リスク管理部を設置しております。

金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、経営管理を行うグループ各社の保有する市場リスクの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告、申請を受ける体制となっております。市場リスク管理の状況等については、日次で頭取に、また、定期的および必要に応じて都度、取締役会および経営会議等に報告しております。

トレーディング業務にかかるV A R（Value at Risk）は以下のとおりであります。

(a) V A Rの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側（one-tailed）99.0%
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

(b)対象期間中のV A Rの実績

- ・ 最大値：5億円
- ・ 平均値：1億円

対象期間は平成17年4月1日～平成18年3月31日

(注) V A R（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。V A Rの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデル）によって異なります。

当連結会計年度
(自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 3月31日)

(信用リスク相当額)

(金額単位 百万円)

種類	当連結会計年度 (平成18年3月31日現在)
金利スワップ	783,141
通貨スワップ	374,948
先物外国為替取引	510,105
金利オプション(買)	4,607
通貨オプション(買)	520,931
その他の金融派生商品	151,730
一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果	762,992
合計	1,582,473

上記は、連結自己資本比率(国内基準)に基づく信用リスク相当額であります。

[次へ](#)

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引 (平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売 建	252,799	-	15	15
	買 建	79,178	13,963	42	42
	金利先物オプション				
	売 建	-	-	-	-
	買 建	34,706	-	-	8
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	45,447,512	33,595,404	257,024	257,024
	受取変動・支払固定	44,566,788	33,160,471	267,061	267,061
	受取変動・支払変動	4,015,703	3,103,213	2,138	2,138
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利オプション				
	売 建	655,537	445,795	1,911	1,911
買 建	327,657	163,930	1,432	1,432	
	合計				11,661

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	6,999,759	5,168,495	9,293	12,682
	売 建	2,254,053	1,439,995	199,448	199,448
	買 建	5,408,042	3,622,489	248,409	248,409
	通貨オプション				
	売 建	5,528,562	4,229,059	323,849	29,575
	買 建	5,668,633	4,446,391	258,115	14,110
	合計				79,964

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株価指数先物				
	売 建	207	-	0	0
	買 建	137	-	0	0
	合計				0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4)債券関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売 建	70,614	-	111	111
	買 建	103,700	-	7	7
	債券先物オプション				
	売 建	-	-	-	-
	買 建	622	-	3	1
	合計				117

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物				
	売 建	-	-	-	-
	買 建	86	86	3	3
店頭	商品オプション				
	売 建	188,625	184,659	93,317	93,317
	買 建	190,702	186,736	101,631	101,631
	合 計				8,317

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売 建	2,100	2,100	-	-
	買 建	-	-	-	-
	合 計				-

(注) 上記取引については時価算定が困難なため、時価評価を行っておりません。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売 建	70	-	4	4
	買 建	70	-	4	4
	合 計				-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温等に係るものであります。

[次へ](#)

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

- (1) 当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けています。また、当行及び一部の国内連結子会社は、退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度を採用しております。
- (2) 当行は、退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	621,185	637,960
年金資産 (B)	764,689	1,044,305
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	143,504	406,344
未認識数理計算上の差異 (D)	205,373	76,654
連結貸借対照表計上額純額 (E) = (C) + (D)	348,878	329,690
前払年金費用 (F)	357,776	339,284
退職給付引当金 (G) = (E) - (F)	8,898	9,593

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	12,635	11,085
利息費用	15,868	15,442
期待運用収益	26,847	28,656
過去勤務債務の費用処理額	2,146	-
数理計算上の差異の費用処理額	25,235	29,244
会計基準変更時差異の費用処理額	15,860	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	3,872	27,270
退職給付費用	44,480	54,387

(注) 1. 企業年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

3. 当連結会計年度の「その他」には前連結会計年度における退職給付に関する算定方法の見直しに係る処理額22,417百万円を含んでおります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)
(1) 割引率	主に2.5%	主に2.5%
(2) 期待運用収益率	主に3.4%	主に3.6%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一時損益処理	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年～12年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。)	主として10年～12年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。)
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	主として5年	

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金損金算入限度超過額 275,315百万円</p> <p>繰越欠損金 576,607</p> <p>有価証券償却損金算入限度超過額 230,192</p> <p>その他 308,993</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 1,391,108</p> <p>評価性引当額 613,809</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 777,299</p> <p>繰延税金負債</p> <p>前払年金費用 149,067</p> <p>その他有価証券評価差額 17,022</p> <p>その他 21,321</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 187,410</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 589,888百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金損金算入限度超過額 230,137百万円</p> <p>繰越欠損金 541,513</p> <p>有価証券償却損金算入限度超過額 78,008</p> <p>その他 309,123</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 1,158,782</p> <p>評価性引当額 470,414</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 688,368</p> <p>繰延税金負債</p> <p>前払年金費用 139,976</p> <p>その他有価証券評価差額 164,255</p> <p>その他 31,513</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 335,746</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 352,621百万円</p>
<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.6%</p> <p>(調整)</p> <p>評価性引当額の増加 29.1</p> <p>子会社に対する投資 2.3</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.3</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 0.7</p> <p>その他 1.9</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 68.5%</p>	<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.6%</p> <p>(調整)</p> <p>合併に伴う再生専門子会社への投資に係る将来減算一時差異の消滅 64.3</p> <p>評価性引当額の減少 44.5</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 28.3</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3</p> <p>その他 1.2</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 31.2%</p>

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,153,026	75,362	15,620	1,244,009	-	1,244,009
(2)セグメント間の内部経常収 益	2,683	66	1,464	4,214	(4,214)	-
計	1,155,709	75,428	17,085	1,248,224	(4,214)	1,244,009
経常費用	981,593	40,748	10,219	1,032,561	(4,194)	1,028,366
経常利益	174,116	34,680	6,866	215,663	(20)	215,642
資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出						
資産	70,066,385	723,613	597,825	71,387,824	(367,909)	71,019,914
減価償却費	72,923	2,294	209	75,428	-	75,428
減損損失	54,666	2,069	-	56,735	-	56,735
資本的支出	150,075	4,139	577	154,792	-	154,792

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他事業...ファクタリング業等

当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,167,456	125,308	41,207	1,333,972	-	1,333,972
(2)セグメント間の内部経常収 益	3,407	81	1,631	5,119	(5,119)	-
計	1,170,863	125,390	42,838	1,339,092	(5,119)	1,333,972
経常費用	962,532	45,619	29,950	1,038,102	(4,699)	1,033,402
経常利益	208,330	79,771	12,888	300,989	(419)	300,569
資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出						
資産	69,952,565	824,078	872,115	71,648,758	(424,371)	71,224,386
減価償却費	63,791	2,674	3,648	70,115	-	70,115
減損損失	14,462	1	47	14,511	-	14,511
資本的支出	74,564	3,782	2,705	81,052	-	81,052

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) 証券業.....証券業

(3) その他事業...クレジットカード業、ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載していません。

当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載していません。

【海外経常収益】

前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載していません。

当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載していません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	1,070,965	銀行業務	-	-	金銭貸借関係 設備の賃貸借関係	コール資金の放出	1,750,000 ()	コールローン及び買入手形	1,750,000

() 短期的な市場性の取引につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レートを参考に決定しております。

当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	1,070,965	銀行業務	-	-	金銭貸借関係 設備の賃貸借関係	コール資金の放出	1,750,000 ()	コールローン及び買入手形	1,750,000

() 短期的な市場性の取引につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レートを参考に決定しております。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	141,999.43	236,067.31
1株当たり当期純利益	円	5,534.77	35,508.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	4,950.56	29,489.80

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	30,608	173,141
普通株主に帰属しない金額	百万円	9,705	37,693
うち利益処分による役員 賞与金	百万円		29
うち利益処分による優先 配当額	百万円	9,705	37,663
普通株式に係る当期純利益	百万円	20,903	135,448
普通株式の期中平均株式数	千株	3,776	3,814
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	3,044	2,202
うち希薄化効果を有する 優先株式の優先配当額	百万円	3,044	2,202
普通株式増加数	千株	1,060	853
うち優先株式	千株	1,060	853
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当 期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式の概要			

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	割引みずほ銀行債券	平成17年3月～ 平成18年3月	593,282	482,024 [482,024]	0.05～ 0.08	なし	平成18年4月～ 平成19年4月	(注)1
	割引みずほ銀行債券 (保護預り専用)	平成17年3月～ 平成18年3月	219,161	173,211 [173,211]	0.02～ 0.05	なし	平成18年4月～ 平成19年4月	(注)1
	利付みずほ銀行債券	平成13年3月～ 平成18年3月	79,660	53,988 [14,780]	0.10～ 0.30	なし	平成18年4月～ 平成23年4月	(注)1
	利付みずほ銀行債券 (利子一括払)	平成13年3月～ 平成18年3月	662,642	527,729 [124,937]	0.10～ 0.30	なし	平成18年4月～ 平成23年4月	(注)1
	利付みずほ銀行債券 (財形)	平成13年3月～ 平成18年3月	709,621	700,360 [101,022]	0.10～ 0.30	なし	平成18年4月～ 平成23年4月	(注)1
	利付みずほ銀行債券 (財形・利子一括払)	平成13年3月～ 平成18年3月	82,557	79,300 [14,761]	0.10～ 0.30	なし	平成18年4月～ 平成23年4月	(注)1
	普通社債	平成16年9月～ 平成18年2月	159,300	311,600 [-]	0.39～ 2.49	なし	平成26年9月～	(注)1
Mizuho Finance (Aruba) A.E.C	普通社債	平成 8年9月～ 平成16年9月	645,915 (110,000千米ドル)	449,821 [21,500] (110,000千米ドル)	0.29～ 5.77	なし	平成18年9月～	(注) 1,2
みずほイ ンベスタ ーズ証券 株式会社	短期社債	平成18年1月～ 平成18年3月	-	29,000 [29,000]	0.11～ 0.39	なし	平成18年4月～ 平成18年9月	(注)1
合計			3,152,140	2,807,035 [961,237]				

(注) 1. 「当期末残高」欄の [] 書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 当該社債は、外国において発行したものであるため、「前期末残高」及び「当期末残高」欄に外貨建の金額を () 書きしております。

3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	961,237	241,491	225,515	261,862	381,506

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限	摘要
借入金	565,074	538,216	2.95		
再割引手形	-	-	-		
借入金	565,074	538,216	2.95	平成18年4月～	

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	61,252	2,516	6,906	1,423	782

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限	摘要
コマーシャル・ペーパー	12,000	-	-		

(2) 【その他】

該当ありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)					
現金預け金	8	4,871,986	6.91	3,183,778	4.55
現金		1,004,522		1,077,459	
預け金		3,867,464		2,106,319	
コールローン		1,830,000	2.60	2,130,000	3.04
買現先勘定		401,202	0.57	-	-
債券貸借取引支払保証金		2,497,765	3.54	2,070,550	2.96
買入手形		78,200	0.11	176,500	0.25
買入金銭債権		335,946	0.48	1,553,257	2.22
特定取引資産	8	783,816	1.11	609,371	0.87
商品有価証券		19,935		10,288	
商品有価証券派生商品		-		173	
特定取引有価証券派生商品		69		46	
特定金融派生商品		579,323		387,405	
その他の特定取引資産		184,487		211,457	
金銭の信託		169	0.00	584	0.00
有価証券	1,2,8	21,121,490	29.96	20,504,122	29.29
国債		16,629,651		15,412,496	
地方債		122,390		147,723	
社債		1,340,549		1,999,105	
株式		2,262,269		1,722,860	
その他の証券		766,629		1,221,936	
貸出金	3,4, 5,6,8, 9	34,063,135	48.31	34,188,553	48.84
割引手形	7	417,738		365,494	
手形貸付		1,758,962		1,541,056	
証書貸付		25,399,603		25,223,296	
当座貸越		6,486,829		7,058,705	
外国為替		126,180	0.18	128,504	0.18
外国他店預け		13,353		12,497	
買入外国為替	7	74,697		78,108	
取立外国為替		38,130		37,898	
その他資産	8	1,619,133	2.30	1,925,150	2.75
未決済為替貸		6,813		6,272	
前払費用		2,482		7,160	
未収収益		71,250		76,833	
先物取引差入証拠金		463		469	
先物取引差金勘定		491		12	
金融派生商品		573,540		706,012	
繰延ヘッジ損失	10	43,207		163,109	
宝くじ関係立替払金		138,826		139,626	
前払年金費用		389,876		371,384	
有価証券未収金		15,734		17,433	
その他の資産		376,446		436,836	
動産不動産	11, 12,13	780,566	1.11	718,859	1.03
土地建物動産		682,935		625,874	
建設仮払金		2,323		2,230	
保証金権利金		95,307		90,755	
債券繰延資産		300	0.00	267	0.00
繰延税金資産		589,021	0.83	369,956	0.53
支払承諾見返	16	1,838,888	2.61	2,834,710	4.05
貸倒引当金		347,514	0.49	306,951	0.44
投資損失引当金		88,665	0.13	83,487	0.12
資産の部合計		70,501,625	100.00	70,003,728	100.00

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(負債の部)					
預金	8	50,989,575	72.32	52,368,367	74.81
当座預金		4,346,231		4,494,360	
普通預金		25,058,263		26,612,260	
貯蓄預金		1,277,063		1,262,356	
通知預金		421,513		410,987	
定期預金		17,831,845		17,723,611	
定期積金		6		6	
その他の預金		2,054,651		1,864,785	
譲渡性預金		5,392,750	7.65	2,188,480	3.13
債券		2,346,925	3.33	2,016,614	2.88
コールマネー	8	1,319,200	1.87	1,219,900	1.74
売現先勘定	8	202,328	0.29	464,968	0.66
債券貸借取引受入担保金	8	1,997,832	2.83	2,480,278	3.54
売渡手形	8	722,900	1.03	443,900	0.63
特定取引負債		517,939	0.73	311,363	0.45
商品有価証券派生商品		-		170	
特定取引有価証券派生商品		406		17	
特定金融派生商品		517,532		311,175	
借入金	8	1,406,757	1.99	1,260,744	1.80
借入金	14	1,406,757		1,260,744	
外国為替		19,433	0.03	19,949	0.03
外国他店借		38		917	
売渡外国為替		15,741		13,097	
未払外国為替		3,653		5,934	
社債	15	159,300	0.23	311,600	0.45
その他負債		1,653,684	2.35	1,962,745	2.81
未決済為替借		16,167		15,622	
未払法人税等		2,887		2,231	
未払費用		62,802		53,506	
前受収益		28,589		35,290	
給付補てん備金		0		0	
先物取引差金勘定		-		32	
金融派生商品		552,829		849,048	
宝くじ売上金等未精算金		138,826		139,626	
未払特殊証券		413		413	
特殊証券等剰余金		98		96	
未払復興貯蓄債券元利金		2		2	
有価証券未払金		154,469		223,549	
その他の負債		696,597		643,326	
賞与引当金		7,008	0.01	6,914	0.01
ポイント引当金		51	0.00	629	0.00
再評価に係る繰延税金負債	11	106,072	0.15	93,304	0.13
支払承諾	16	1,838,888	2.61	2,834,710	4.05
負債の部合計		68,680,647	97.42	67,984,470	97.12
(資本の部)					
資本金	17	650,000	0.92	650,000	0.93
資本剰余金		762,345	1.08	762,345	1.09
資本準備金		762,345		762,345	
利益剰余金	19	232,471	0.33	268,529	0.38
当期末処分利益		232,471		268,529	
土地再評価差額金	11	155,253	0.22	132,028	0.19
その他有価証券評価差額金		20,906	0.03	206,353	0.29
資本の部合計		1,820,977	2.58	2,019,257	2.88
負債及び資本の部合計		70,501,625	100.00	70,003,728	100.00

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		1,132,660	100.00	1,168,793	100.00
資金運用収益		668,085		652,155	
貸出金利息		552,498		499,195	
有価証券利息配当金		65,245		95,170	
コールローン利息		2,322		1,371	
買現先利息		1		2	
債券貸借取引受入利息		296		153	
買入手形利息		4		1	
預け金利息		17,254		19,932	
金利スワップ受入利息		21,843		21,482	
その他の受入利息		8,618		14,846	
役務取引等収益		234,227		267,778	
受入為替手数料		89,531		89,729	
その他の役務収益		144,695		178,048	
特定取引収益		28,267		5,441	
商品有価証券収益		2,363		4,322	
特定金融派生商品収益		25,401		-	
その他の特定取引収益		502		1,118	
その他業務収益		138,135		200,194	
外国為替売買益		107,416		185,970	
国債等債券売却益		13,349		9,998	
特殊証券等関係費補てん金		5		5	
その他の業務収益		17,363		4,219	
その他経常収益		63,944		43,223	
株式等売却益		42,604		23,703	
投資損失引当金取崩額		4		-	
金銭の信託運用益		-		8	
その他の経常収益	1	21,336		19,511	
経常費用		941,249	83.10	957,638	81.93
資金調達費用		75,424		84,638	
預金利息		22,406		29,947	
譲渡性預金利息		1,086		1,236	
債券利息		6,224		3,354	
コールマネー利息		64		53	
売現先利息		2		9	
債券貸借取引支払利息		5,952		12,460	
売渡手形利息		8		10	
借入金利息		38,917		34,270	
短期社債利息		0		0	
社債利息		526		3,123	
その他の支払利息		235		170	
役務取引等費用		53,115		51,686	
支払為替手数料		22,874		23,386	
その他の役務費用		30,240		28,300	
特定取引費用		568		6,669	
特定取引有価証券費用		568		207	
特定金融派生商品費用		-		6,461	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
その他業務費用		46,158		101,831	
国債等債券売却損		29,988		22,693	
国債等債券償却		1,203		75,408	
投資損失引当金繰入額		153		-	
債券発行費用償却		226		161	
金融派生商品費用		14,283		2,973	
その他の業務費用		302		594	
営業経費		578,549		553,232	
その他経常費用		187,433		159,580	
貸倒引当金繰入額		7,066		-	
貸出金償却		36,100		53,125	
株式等売却損		1,927		606	
株式等償却		3,468		7,004	
金銭の信託運用損		20		-	
その他の経常費用	2	138,849		98,843	
経常利益		191,411	16.90	211,154	18.07
特別利益		21,069	1.86	57,049	4.88
動産不動産処分益		16,171		19,169	
償却債権取立益		2,749		294	
金融先物取引責任準備金取崩額		2		-	
その他の特別利益	3	2,146		37,586	
特別損失		102,713	9.07	53,011	4.54
動産不動産処分損		18,977		16,130	
減損損失	4	54,666		14,462	
退職給付会計基準変更時差異償却		14,656		-	
その他の特別損失	5	14,412		22,417	
税引前当期純利益		109,767	9.69	215,193	18.41
法人税、住民税及び事業税		518	0.05	519	0.04
法人税等調整額		87,119	7.69	77,614	6.64
当期純利益		22,129	1.95	137,060	11.73
前期繰越利益		185,365		222,766	
土地再評価差額金取崩額		24,975		21,301	
自己株式消却額		-		69,998	
抱合株式消却損		-		42,599	
当期末処分利益		232,471		268,529	

【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成17年6月27日)	当事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月26日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
当期末処分利益		232,471	268,529
利益処分額		9,705	130,625
第一回第一種優先株式配当金		(1株につき22,500円) 319	-
第二回第二種優先株式配当金		(1株につき8,200円) 352	(1株につき8,200円) 352
第三回第二種優先株式配当金		(1株につき14,000円) 602	(1株につき14,000円) 79
第四回第四種優先株式配当金		(1株につき47,600円) 3,070	(1株につき47,600円) 3,070
第五回第五種優先株式配当金		(1株につき42,000円) 3,591	(1株につき42,000円) 3,591
第六回第六種優先株式配当金		(1株につき11,000円) 783	(1株につき11,000円) 783
第七回第七種優先株式配当金		(1株につき8,000円) 570	(1株につき8,000円) 570
第八回第八種優先株式配当金		(1株につき17,500円) 318	(1株につき17,500円) 318
第九回第九種優先株式配当金		(1株につき5,380円) 97	(1株につき5,380円) 97
第十回第十三種優先株式配当金		-	(1株につき16,000円) 28,800
普通株式配当金		-	(1株につき24,250円) 92,961
次期繰越利益		222,766	137,904

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額を除き全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法によっております。</p>	<p>(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	同左

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 同左</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>
5. 繰延資産の処理方法	<p>(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 社債発行費 発生時に全額費用処理しております。</p>	<p>(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 同左</p> <p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却しております。</p> <p>(2) 社債発行費 同左</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>同左</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>7. 引当金の計上基準</p>	<p>(1)貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び注記事項(貸借対照表関係) 5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び注記事項(貸借対照表関係) 5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は220,061百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は263,579百万円であります。</p>
	<p>(2)投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(2)投資損失引当金 同左</p>
	<p>(3)賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(3)賞与引当金 同左</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
	<p>(4)退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認める額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度において一時損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額（以下「未認識年金資産」という。）は「退職給付に係る会計基準注解」（注1）1により資産及び利益として認識しておりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」（企業会計審議会平成10年6月16日）の一部が改正され、早期適用により平成17年3月31日に終了する事業年度に係る財務諸表についても未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日）を適用し、当事業年度から未認識年金資産を数理計算上の差異乃至過去勤務債務に合理的に区分して費用の減額処理及び利益処理の対象としております。これにより「前払年金費用」が18,341百万円増加、「経常利益」が16,195百万円増加、「税引前当期純利益」が18,341百万円増加しております。</p>	<p>(4)退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。</p>

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(5)ポイント引当金 「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(5)ポイント引当金 同左
8.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
9.ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。 (1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。 (2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。 (1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。 (2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は91,798百万円、繰延ヘッジ利益は98,849百万円であります。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>その他有価証券のうち債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については従来繰延ヘッジを適用してありましたが、当事業年度における債券相場環境の変化に対応し、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、時価ヘッジを適用しております。従来の方法によった場合に比べ、この変更による影響額は以下のとおりです。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>「有価証券利息配当金」3,810百万円減少 「国債等債券売却損」7,297百万円増加 「経常利益」11,108百万円減少 「その他の特別損失」14,412百万円増加 「税引前当期純利益」25,520百万円減少</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>「繰延ヘッジ損失」79,471百万円減少 「繰延税金資産」21,898百万円減少 「その他有価証券評価差額金」32,052百万円減少</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度における金利相場環境の変化等に伴い、ヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあると認められたため、繰延ヘッジ損失18,538百万円をその他の経常費用として処理しております。</p>	<p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は63,179百万円、繰延ヘッジ利益は72,130百万円であります。</p>

	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ)内部取引等 同左</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>従来は、処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回った所有不動産について、処分可能見込額と帳簿価額との差額を直接償却しておりましたが、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号平成15年10月31日)を平成16年 4月 1日以後開始する事業年度から適用することが認められたことに伴い、当事業年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより税引前当期純利益は31,528百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	

追加情報

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)
<p>1. 子会社の株式及び出資総額 678,949百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、その他の証券に289,159百万円含まれております。</p> <p>現先取引、現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は53,581百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは5,054,710百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は24,607百万円、延滞債権額は388,712百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、1,992百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は27,357百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は239,023百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 子会社の株式及び出資総額 256,940百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「その他の証券」中の外国証券316,508百万円あります。</p> <p>現先取引、現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は44,092百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,274,320百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は23,295百万円、延滞債権額は322,521百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は11,903百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は233,922百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)																																						
<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は679,700百万円です。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、1,992百万円です。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、486,004百万円です。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">12,098百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">3,515,867百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">3,524,230百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">544,715百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コールマネー</td> <td style="text-align: right;">803,100百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">202,328百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">1,946,275百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売渡手形</td> <td style="text-align: right;">722,900百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">868百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」193百万円、「有価証券」797,142百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p>	特定取引資産	12,098百万円	有価証券	3,515,867百万円	貸出金	3,524,230百万円	預金	544,715百万円	コールマネー	803,100百万円	売現先勘定	202,328百万円	債券貸借取引受入担保金	1,946,275百万円	売渡手形	722,900百万円	借入金	868百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は591,642百万円です。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、435,185百万円です。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">4,999百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">5,676,972百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">3,314,486百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">329百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">607,370百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コールマネー</td> <td style="text-align: right;">825,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">464,968百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">2,480,278百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売渡手形</td> <td style="text-align: right;">443,900百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">669百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」880,919百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうちその他の証拠金等は498百万円です。</p>	特定取引資産	4,999百万円	有価証券	5,676,972百万円	貸出金	3,314,486百万円	その他資産	329百万円	預金	607,370百万円	コールマネー	825,000百万円	売現先勘定	464,968百万円	債券貸借取引受入担保金	2,480,278百万円	売渡手形	443,900百万円	借入金	669百万円
特定取引資産	12,098百万円																																						
有価証券	3,515,867百万円																																						
貸出金	3,524,230百万円																																						
預金	544,715百万円																																						
コールマネー	803,100百万円																																						
売現先勘定	202,328百万円																																						
債券貸借取引受入担保金	1,946,275百万円																																						
売渡手形	722,900百万円																																						
借入金	868百万円																																						
特定取引資産	4,999百万円																																						
有価証券	5,676,972百万円																																						
貸出金	3,314,486百万円																																						
その他資産	329百万円																																						
預金	607,370百万円																																						
コールマネー	825,000百万円																																						
売現先勘定	464,968百万円																																						
債券貸借取引受入担保金	2,480,278百万円																																						
売渡手形	443,900百万円																																						
借入金	669百万円																																						

前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,668,354百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,465,396百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は228,106百万円、繰延ヘッジ利益の総額は184,898百万円であります。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">193,234百万円</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,509,791百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,038,840百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は294,014百万円、繰延ヘッジ利益の総額は130,904百万円であります。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">162,749百万円</p>

前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)																																										
12. 動産不動産の減価償却累計額 517,885百万円	12. 動産不動産の減価償却累計額 560,020百万円																																										
13. 動産不動産の圧縮記帳額 86,613百万円	13. 動産不動産の圧縮記帳額 41,050百万円																																										
14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,397,322百万円が含まれております。	14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,249,108百万円が含まれております。																																										
15. 社債は全額劣後特約付社債であります。	15. 社債は全額劣後特約付社債であります。																																										
16. 支払承諾及び支払承諾見返には、当事業年度から当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。	16. 支払承諾及び支払承諾見返には、当事業年度から当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。																																										
17. 会社が発行する株式の総数	17. 会社が発行する株式の総数																																										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">9,920千株</td> </tr> <tr> <td>第一種優先株式</td> <td style="text-align: right;">14千株</td> </tr> <tr> <td>第二種優先株式</td> <td style="text-align: right;">86千株</td> </tr> <tr> <td>第四種優先株式</td> <td style="text-align: right;">64千株</td> </tr> <tr> <td>第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">85千株</td> </tr> <tr> <td>第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">71千株</td> </tr> <tr> <td>第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">71千株</td> </tr> <tr> <td>第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;">18千株</td> </tr> <tr> <td>第九種優先株式</td> <td style="text-align: right;">18千株</td> </tr> <tr> <td>第十三種優先株式</td> <td style="text-align: right;">3,000千株</td> </tr> </table>	普通株式	9,920千株	第一種優先株式	14千株	第二種優先株式	86千株	第四種優先株式	64千株	第五種優先株式	85千株	第六種優先株式	71千株	第七種優先株式	71千株	第八種優先株式	18千株	第九種優先株式	18千株	第十三種優先株式	3,000千株	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">9,919千株</td> </tr> <tr> <td>第二種優先株式</td> <td style="text-align: right;">48千株</td> </tr> <tr> <td>第四種優先株式</td> <td style="text-align: right;">64千株</td> </tr> <tr> <td>第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">85千株</td> </tr> <tr> <td>第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">71千株</td> </tr> <tr> <td>第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">71千株</td> </tr> <tr> <td>第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;">18千株</td> </tr> <tr> <td>第九種優先株式</td> <td style="text-align: right;">18千株</td> </tr> <tr> <td>第十三種優先株式</td> <td style="text-align: right;">3,000千株</td> </tr> </table>	普通株式	9,919千株	第二種優先株式	48千株	第四種優先株式	64千株	第五種優先株式	85千株	第六種優先株式	71千株	第七種優先株式	71千株	第八種優先株式	18千株	第九種優先株式	18千株	第十三種優先株式	3,000千株				
普通株式	9,920千株																																										
第一種優先株式	14千株																																										
第二種優先株式	86千株																																										
第四種優先株式	64千株																																										
第五種優先株式	85千株																																										
第六種優先株式	71千株																																										
第七種優先株式	71千株																																										
第八種優先株式	18千株																																										
第九種優先株式	18千株																																										
第十三種優先株式	3,000千株																																										
普通株式	9,919千株																																										
第二種優先株式	48千株																																										
第四種優先株式	64千株																																										
第五種優先株式	85千株																																										
第六種優先株式	71千株																																										
第七種優先株式	71千株																																										
第八種優先株式	18千株																																										
第九種優先株式	18千株																																										
第十三種優先株式	3,000千株																																										
発行済株式の総数	発行済株式の総数																																										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">3,776千株</td> </tr> <tr> <td>第一回第一種優先株式</td> <td style="text-align: right;">14千株</td> </tr> <tr> <td>第二回第二種優先株式</td> <td style="text-align: right;">43千株</td> </tr> <tr> <td>第三回第二種優先株式</td> <td style="text-align: right;">43千株</td> </tr> <tr> <td>第四回第四種優先株式</td> <td style="text-align: right;">64千株</td> </tr> <tr> <td>第五回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">85千株</td> </tr> <tr> <td>第六回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">71千株</td> </tr> <tr> <td>第七回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">71千株</td> </tr> <tr> <td>第八回第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;">18千株</td> </tr> <tr> <td>第九回第九種優先株式</td> <td style="text-align: right;">18千株</td> </tr> <tr> <td>第十回第十三種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,800千株</td> </tr> </table>	普通株式	3,776千株	第一回第一種優先株式	14千株	第二回第二種優先株式	43千株	第三回第二種優先株式	43千株	第四回第四種優先株式	64千株	第五回第五種優先株式	85千株	第六回第六種優先株式	71千株	第七回第七種優先株式	71千株	第八回第八種優先株式	18千株	第九回第九種優先株式	18千株	第十回第十三種優先株式	1,800千株	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">3,833千株</td> </tr> <tr> <td>第二回第二種優先株式</td> <td style="text-align: right;">43千株</td> </tr> <tr> <td>第三回第二種優先株式</td> <td style="text-align: right;">5千株</td> </tr> <tr> <td>第四回第四種優先株式</td> <td style="text-align: right;">64千株</td> </tr> <tr> <td>第五回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">85千株</td> </tr> <tr> <td>第六回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">71千株</td> </tr> <tr> <td>第七回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">71千株</td> </tr> <tr> <td>第八回第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;">18千株</td> </tr> <tr> <td>第九回第九種優先株式</td> <td style="text-align: right;">18千株</td> </tr> <tr> <td>第十回第十三種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,800千株</td> </tr> </table>	普通株式	3,833千株	第二回第二種優先株式	43千株	第三回第二種優先株式	5千株	第四回第四種優先株式	64千株	第五回第五種優先株式	85千株	第六回第六種優先株式	71千株	第七回第七種優先株式	71千株	第八回第八種優先株式	18千株	第九回第九種優先株式	18千株	第十回第十三種優先株式	1,800千株
普通株式	3,776千株																																										
第一回第一種優先株式	14千株																																										
第二回第二種優先株式	43千株																																										
第三回第二種優先株式	43千株																																										
第四回第四種優先株式	64千株																																										
第五回第五種優先株式	85千株																																										
第六回第六種優先株式	71千株																																										
第七回第七種優先株式	71千株																																										
第八回第八種優先株式	18千株																																										
第九回第九種優先株式	18千株																																										
第十回第十三種優先株式	1,800千株																																										
普通株式	3,833千株																																										
第二回第二種優先株式	43千株																																										
第三回第二種優先株式	5千株																																										
第四回第四種優先株式	64千株																																										
第五回第五種優先株式	85千株																																										
第六回第六種優先株式	71千株																																										
第七回第七種優先株式	71千株																																										
第八回第八種優先株式	18千株																																										
第九回第九種優先株式	18千株																																										
第十回第十三種優先株式	1,800千株																																										
18. 平成15年6月24日開催の定時株主総会において下記の欠損てん補を行っております。	18. 平成15年6月24日開催の定時株主総会において下記の欠損てん補を行っております。																																										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">資本準備金</td> <td style="text-align: right;">219,322百万円</td> </tr> <tr> <td>利益準備金</td> <td style="text-align: right;">135,749百万円</td> </tr> </table>	資本準備金	219,322百万円	利益準備金	135,749百万円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">資本準備金</td> <td style="text-align: right;">219,322百万円</td> </tr> <tr> <td>利益準備金</td> <td style="text-align: right;">135,749百万円</td> </tr> </table>	資本準備金	219,322百万円	利益準備金	135,749百万円																																		
資本準備金	219,322百万円																																										
利益準備金	135,749百万円																																										
資本準備金	219,322百万円																																										
利益準備金	135,749百万円																																										
19. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、84,316百万円であります。	19. 旧商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、250,379百万円であります。																																										

前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)
<p>20. 配当制限</p> <p>当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <p>第一回第一種優先株式 1株につき22,500円 第二回第二種優先株式 1株につき 8,200円 第三回第二種優先株式 1株につき14,000円 第四回第四種優先株式 1株につき47,600円 第五回第五種優先株式 1株につき42,000円 第六回第六種優先株式 1株につき11,000円 第七回第七種優先株式 1株につき 8,000円 第八回第八種優先株式 1株につき17,500円 第九回第九種優先株式 1株につき 5,380円 第十回第十三種優先株式 1株につき16,000円</p>	<p>20. 配当制限</p> <p>当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <p>第二回第二種優先株式 1株につき 8,200円 第三回第二種優先株式 1株につき14,000円 第四回第四種優先株式 1株につき47,600円 第五回第五種優先株式 1株につき42,000円 第六回第六種優先株式 1株につき11,000円 第七回第七種優先株式 1株につき 8,000円 第八回第八種優先株式 1株につき17,500円 第九回第九種優先株式 1株につき 5,380円 第十回第十三種優先株式 1株につき16,000円</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																								
<p>1. 「その他の経常収益」には、長期不活動預金の収益計上額14,772百万円を含んでおります。</p> <p>2. 「その他の経常費用」には、システム統合に係る費用及びソフトウェア除却額55,509百万円、債権売却損33,507百万円、繰延ヘッジ損失の償却額18,538百万円を含んでおります。</p> <p>3. 「その他の特別利益」は、退職給付制度改正に伴う退職給付債務の減少額であります。</p> <p>4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 30%;">主な用途</th> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 10%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">首都圏</td> <td>廃止予定店舗 40ヶ店 遊休資産 84物件 処分予定資産</td> <td style="text-align: center;">土地建物 動産等</td> <td style="text-align: center;">17,217 19,840</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>廃止予定店舗 5ヶ店 遊休資産 88物件</td> <td style="text-align: center;">土地建物 動産等</td> <td style="text-align: center;">17,588 19</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものではなく、廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産について、当事業年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。</p> <p>減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>5. 「その他の特別損失」は、当事業年度より時価ヘッジ会計を適用したことによる影響額であります。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 40ヶ店 遊休資産 84物件 処分予定資産	土地建物 動産等	17,217 19,840	その他	廃止予定店舗 5ヶ店 遊休資産 88物件	土地建物 動産等	17,588 19	<p>1. 「その他の経常収益」には、長期不活動預金の収益計上額8,479百万円及び土地建物賃貸料4,827百万円を含んでおります。</p> <p>2. 「その他の経常費用」には、債券ポートフォリオ見直しに伴う国債等債券に係る売却損52,804百万円及びソフトウェア除却額16,759百万円を含んでおります。</p> <p>3. 「その他の特別利益」は、貸倒引当金純取崩額32,407百万円及び投資損失引当金純取崩額5,178百万円であります。</p> <p>4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 30%;">主な用途</th> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 10%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">首都圏</td> <td>廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 63物件 処分予定資産</td> <td style="text-align: center;">土地建物 等 動産</td> <td style="text-align: center;">7,159 517</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件</td> <td style="text-align: center;">土地建物 等 動産</td> <td style="text-align: center;">6,785 -</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものではなく、廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産について、当事業年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。</p> <p>減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>5. 「その他の特別損失」は、前事業年度における退職給付に関する算定方法の見直しに係る処理額であります。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 63物件 処分予定資産	土地建物 等 動産	7,159 517	その他	廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件	土地建物 等 動産	6,785 -
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																						
首都圏	廃止予定店舗 40ヶ店 遊休資産 84物件 処分予定資産	土地建物 動産等	17,217 19,840																						
その他	廃止予定店舗 5ヶ店 遊休資産 88物件	土地建物 動産等	17,588 19																						
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																						
首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 63物件 処分予定資産	土地建物 等 動産	7,159 517																						
その他	廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件	土地建物 等 動産	6,785 -																						

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 22,747百万円 その他 25百万円 合計 22,773百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 9,314百万円 その他 25百万円 合計 9,340百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 13,433百万円 その他 - 百万円 合計 13,433百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 3,556百万円 1年超 14,177百万円 合計 17,733百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 8,068百万円 減価償却費相当額 8,693百万円 支払利息相当額 665百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 18,795百万円 1年超 98,030百万円 合計 116,825百万円 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 22,577百万円 その他 6百万円 合計 22,583百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 12,835百万円 その他 2百万円 合計 12,837百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 9,741百万円 その他 4百万円 合計 9,745百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 3,702百万円 1年超 11,835百万円 合計 15,538百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 4,020百万円 減価償却費相当額 5,511百万円 支払利息相当額 483百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 19,237百万円 1年超 83,085百万円 合計 102,323百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成17年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	67,098	121,832	54,733
合計	67,098	121,832	54,733

(注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

当事業年度(平成18年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	67,098	196,102	129,003
合計	67,098	196,102	129,003

(注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金損金算入限度 128,580百万円 超過額</p> <p>繰越欠損金 379,954</p> <p>有価証券償却損金算入限度 360,719 超過額</p> <p>その他 239,096</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 1,108,350</p> <p>評価性引当額 321,628</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 786,721</p> <p>繰延税金負債</p> <p>前払年金費用 162,096</p> <p>その他有価証券評価差額 14,283</p> <p>その他 21,319</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 197,700</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 589,021百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金損金算入限度 160,256百万円 超過額</p> <p>繰越欠損金 498,908</p> <p>有価証券償却損金算入限度 206,817 超過額</p> <p>その他 238,694</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 1,104,677</p> <p>評価性引当額 409,201</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 695,476</p> <p>繰延税金負債</p> <p>前払年金費用 153,008</p> <p>その他有価証券評価差額 141,043</p> <p>その他 31,467</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 325,519</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 369,956百万円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.6% (調整)</p> <p>評価性引当額の増加 40.9</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.9</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 0.8</p> <p>その他 0.4</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 79.8%</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.6% (調整)</p> <p>評価性引当額の増加 40.6</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 37.5</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3</p> <p>再生専門子会社合併による影響 8.0</p> <p>その他 0.2</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 36.3%</p>

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	160,510.94	233,138.55
1株当たり当期純利益	円	3,289.79	26,057.69
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	3,197.79	21,766.24

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	22,129	137,060
普通株主に帰属しない金額	百万円	9,705	37,663
うち利益処分による優先 配当額	百万円	9,705	37,663
普通株式に係る当期純利益	百万円	12,424	99,396
普通株式の期中平均株式数	千株	3,776	3,814
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	3,044	2,202
うち希薄化効果を有する 優先株式の優先配当額	百万円	3,044	2,202
普通株式増加数	千株	1,060	853
うち優先株式	千株	1,060	853
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当 期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式の概要			

【附属明細表】

当事業年度 (平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
土地	414,277	2	(11,110) 44,841	369,438	-	-	369,438
建物	467,002	57,560	(2,830) 24,072	500,490	305,594	10,892	194,896
動産	319,541	22,738	(517) 26,314	315,966	254,426	24,998	61,539
建設仮払金	2,323	25,090	25,183	2,230	-	-	2,230
有形固定資産計	1,203,145	105,392	(14,457) 120,412	1,188,125	560,020	35,891	628,104
無形固定資産							
ソフトウェア	171,886	78,630	92,635	157,881	59,138	27,234	98,743
借地権	8,045	0	(4) 604	7,442	-	-	7,442
電信電話専用施設等利用 権	3,118	2	-	3,120	2,463	104	657
その他の無形固定資産	1,576	5	-	1,581	2	1	1,579
無形固定資産計	184,628	78,638	(4) 93,240	170,026	61,603	27,339	108,422
繰延資産							
債券発行差金	341	360	425	277	131	368	145
債券発行費用	244	163	161	246	124	161	121
繰延資産計	586	523	586	523	256	529	267

(注) 1. 当期減少欄における()内は減損損失の計上額であります。

2. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上しております。

3. ソフトウェアは、貸借対照表科目では、「その他の資産」に含めて計上しております。

なお、当期より過年度において償却済みとなったソフトウェアは計上しておりません。

4. ソフトウェア以外の無形固定資産は、貸借対照表科目では、「保証金権利金」に含めて計上しております。

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金（百万円）		650,000	-	-	650,000
資本金のうち既発行株式（注2）	普通株式（株）	(3,776,704)	(56,760)	(0)	(3,833,464)
	第一回第一種優先株式（株）	(14,190)	(-)	(14,190)	(-)
	第二回第二種優先株式（株）	(43,000)	(-)	(-)	(43,000)
	第三回第二種優先株式（株）	(43,000)	(-)	(37,317)	(5,683)
	第四回第四種優先株式（株）	(64,500)	(-)	(-)	(64,500)
	第五回第五種優先株式（株）	(85,500)	(-)	(-)	(85,500)
	第六回第六種優先株式（株）	(71,250)	(-)	(-)	(71,250)
	第七回第七種優先株式（株）	(71,250)	(-)	(-)	(71,250)
	第八回第八種優先株式（株）	(18,200)	(-)	(-)	(18,200)
	第九回第九種優先株式（株）	(18,200)	(-)	(-)	(18,200)
	第十回第十三種優先株式（株）	(1,800,000)	(-)	(-)	(1,800,000)
	計（株）	(6,005,794)	(56,760)	(51,507)	(6,011,047)
	計（注1）（百万円）	650,000	-	-	650,000
資本準備金及びその他資本剰余金	（資本準備金）				
	株式払込剰余金（百万円）	56,009	-	-	56,009
	合併差益（百万円）	194,018	-	-	194,018
	吸収分割差益（百万円）	512,317	-	-	512,317
計（百万円）	762,345	-	-	762,345	

- （注） 1. 資本金の内訳は、株式種類ごとの分別ができないため総額のみ記載しております。
 2. 普通株式の当期増加数及び第一回第一種優先株式の当期減少数は、普通株式への転換によるものであります。
 3. 普通株式の当期減少数及び第三回第二種優先株式の当期減少数は、自己株式の消却によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	222,348	(注1) 233,925	-	* 228,612	227,661
個別貸倒引当金	125,098	(注2) 150,313	85,508	* 110,679	79,224
うち非居住者向け債権分	9	9	-	* 9	9
特定海外債権引当勘定	67	66	-	* 67	66
投資損失引当金	88,665	83,487	-	* 88,665	83,487
賞与引当金	7,008	6,914	7,008	-	6,914
ポイント引当金	51	629	12	* 38	629
計	443,240	475,336	92,529	428,063	397,983

(注) * 洗替による取崩額

1. 当期増加額のうち6,264百万円は、平成17年10月1日の合併に伴う株式会社みずほプロジェクトからの承継によるものであります。
2. 当期増加額のうち71,089百万円は、平成17年10月1日の合併に伴う株式会社みずほプロジェクトからの承継によるものであります。

未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	2,887	2,680	3,283	52	2,231
未払法人税等	635	(注1) 836	638	-	833
未払事業税	2,252	(注2) 1,843	2,645	52	1,397

(注) 1. 当期増加額のうち2百万円は、平成17年10月1日の合併に伴う株式会社みずほプロジェクトからの承継によるものであります。

2. 当期増加額のうち446百万円は、平成17年10月1日の合併に伴う株式会社みずほプロジェクトからの承継によるものであります。

当行と株式会社みずほプロジェクトは、平成17年7月20日に締結した「合併契約書」に基づき、平成17年10月1日をもって合併し、当行は、株式会社みずほプロジェクトの資産、負債、その他権利義務の一切を承継しました。

被合併会社である株式会社みずほプロジェクトの最終事業年度である第2期の財務諸表は以下のとおりです。

(株式会社みずほプロジェクト)

貸借対照表

区分	注記 番号	第2期 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)			
現金預け金		242,525	62.48
預け金		242,525	
有価証券		1,005	0.26
株式		1,005	
貸出金	1	215,897	55.62
手形貸付		21,969	
証書貸付		92,004	
当座貸越		101,924	
その他資産		142	0.04
前払費用		5	
未収収益		15	
その他の資産		121	
貸倒引当金		71,409	18.40
資産の部合計		388,161	100.00
(負債の部)			
その他負債		1,573	0.41
未払法人税等		834	
未払費用		49	
前受収益		589	
その他の負債		100	
負債の部合計		1,573	0.41
(資本の部)			
資本金	3	10,000	2.57
資本剰余金		414,667	106.83
資本準備金		414,667	
利益剰余金		38,080	9.81
当期末処理損失		38,080	
資本の部合計		386,587	99.59
負債及び資本の部合計		388,161	100.00

損益計算書

区分	注記 番号	第2期 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		6,662	100.00
資金運用収益		6,661	
貸出金利息		6,637	
預け金利息		24	
役務取引等収益		0	
その他の役務収益		0	
その他経常収益		0	
株式等売却益		0	
その他の経常収益		0	
経常費用		45,856	688.31
役務取引等費用		0	
その他の役務費用		0	
営業経費		2,066	
その他経常費用		43,789	
貸出金償却		27,369	
株式等償却		20	
その他の経常費用	1	16,398	
経常損失		39,194	588.31
特別利益		29,251	439.06
償却債権取立益		6	
その他の特別利益	2	29,244	
税引前当期純損失		9,943	149.25
法人税、住民税及び事業税		5	0.08
当期純損失		9,948	149.33
前期繰越損失		28,131	
当期末処理損失		38,080	

キャッシュ・フロー計算書

		第2期 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()		9,943
減価償却費		0
貸倒引当金の増加額		148,543
資金運用収益		6,661
有価証券関係損益()		20
貸出金の純増()減		300,863
資金運用による収入		7,174
その他		139
小計		142,770
法人税等の支払額		4
営業活動によるキャッシュ・フロー		142,766
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の売却による収入		0
投資活動によるキャッシュ・フロー		0
現金及び現金同等物の増加額		142,766
現金及び現金同等物の期首残高		99,759
現金及び現金同等物の期末残高	1	242,525

損失処理計算書

		第2期 (株主総会承認日平成17年6月27日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
当期末処理損失		38,080
次期繰越損失		38,080

重要な会計方針

	第 2 期 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの・・・決算期末月 1 ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額については、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定。)</p> <p>時価のないもの・・・移動平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>動産不動産</p> <p>動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>動産 5年</p>
3. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び注記事項(貸借対照表関係) 1の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は74,042百万円であります。</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金及び随時引き出し可能な預け金であります。</p>
6. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第 2 期 (平成17年3月31日)	
1. 開示債権の状況	
なお、以下の債権額は全て貸倒引当金控除前の金額であります。	
(1) 破綻先債権額	8,197百万円
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。	
(2) 延滞債権額	93,045百万円
なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	
(3) 3ヵ月以上延滞債権額	-百万円
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	
(4) 貸出条件緩和債権額	9,565百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	
(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額	110,807百万円
2. 動産不動産の減価償却累計額	0百万円
3. 会社が発行する株式の総数	
普通株式	18,000千株
発行済株式総数	
普通株式	8,988千株
4. 資本の欠損の金額	38,080百万円

(損益計算書関係)

第 2 期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
1. 「その他の経常費用」には、債権売却損16,190百万円を含んでおります。	
2. 「その他の特別利益」は、貸倒引当金純取崩額29,244百万円であります。	

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第 2 期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	(金額単位 百万円)
平成17年3月31日現在	
現金預け金勘定	242,525
現金及び現金同等物	242,525

(リース取引関係)

第2期
(自 平成16年4月1日
至 平成17年3月31日)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額

動産	6百万円
その他	11百万円
合計	17百万円

減価償却累計額相当額

動産	4百万円
その他	6百万円
合計	10百万円

期末残高相当額

動産	1百万円
その他	5百万円
合計	6百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1年内	5百万円
1年超	2百万円
合計	8百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	6百万円
減価償却費相当額	5百万円
支払利息相当額	0百万円

・減価償却費相当額の算定方法

原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

第2期

1. 売買目的有価証券(平成17年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)
該当ありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)
該当ありません。
4. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	5	5	-	-	-
合計	5	5	-	-	-

(注) 1. 貸借対照表計上額は、決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当事業年度末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当事業年度におけるこの減損処理額は6百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成16年4月1日至平成17年3月31日)
該当ありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成16年4月1日至平成17年3月31日)
売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。
7. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成17年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,000

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成17年3月31日現在)
該当ありません。
9. 保有目的を変更した有価証券(自平成16年4月1日至平成17年3月31日)
該当ありません。

(金銭の信託関係)
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)
該当ありません。

(退職給付関係)
該当ありません。

(税効果会計関係)

		第2期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳			
繰延税金資産			
貸倒引当金損金算入限度超過額			38,625百万円
繰越欠損金			160,411
その他			1,086
繰延税金資産小計			200,123
評価性引当額			200,123
繰延税金資産合計			-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳			
税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。			

(関連当事者との取引)
該当ありません。

(1株当たり情報)

		第2期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
1株当たり純資産額	円		43,011.51
1株当たり当期純損失	円		1,106.91

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		第2期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
1株当たり当期純損失			
当期純損失	百万円		9,948
普通株主に帰属しない金額	百万円		-
普通株式に係る当期純損失	百万円		9,948
普通株式の期中平均株式数	千株		8,988

附属明細表

第 2 期

(平成16年 4月 1日から
平成17年 3月31日まで)

〔有形固定資産等明細表〕

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
動産	-	-	-	0	0	0	-
有形固定資産計	-	-	-	0	0	0	-
無形固定資産							
その他の無形固定資産	-	-	-	0	0	0	-
無形固定資産計	-	-	-	0	0	0	-

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は、資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」の記載を省略しております。

〔資本金等明細表〕

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金 (百万円)	10,000	-	-	10,000
資本金のうち既発行 株式				
普通株式 (株)	(8,988,000)	(-)	(-)	(8,988,000)
普通株式 (百万円)	10,000	-	-	10,000
資本準備金及びその 他資本剰余金				
(資本準備金)				
株式払込剰余金 (百万円)	414,667	-	-	414,667

〔引当金明細表〕

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的 使用) (百万円)	当期減少額 (その 他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	219,952	71,409	119,298	() 100,654	71,409
一般貸倒引当金	59,156	6,547	-	() 59,156	6,547
個別貸倒引当金	160,796	64,861	119,298	() 41,497	64,861

() 洗替による取崩額

未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	5	834	5	-	834
未払法人税等	5	5	5	-	5
未払事業税	-	828	-	-	828

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成18年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金1,118,890百万円、他の銀行への預け金950,839百万円その他であります。
その他の証券	外国証券986,415百万円その他であります。
前払費用	営業経費6,845百万円その他であります。
未収収益	有価証券利息配当金26,694百万円、貸出金利息24,553百万円その他であります。
その他の資産	金融安定化拠出基金等への拠出金160,021百万円、仮払金112,989百万円、ソフトウェア98,743百万円その他であります。

負債の部

その他の預金	別段預金959,382百万円、外貨預金860,510百万円その他であります。
未払費用	営業経費14,172百万円、預金利息11,748百万円、借入金利息10,192百万円、債券利息2,614百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息26,341百万円その他であります。
その他の負債	未払債券元金354,006百万円、未払金172,272百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券及び必要に応じ100株を超える株数を表示した株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	交付する株券1枚につき 250円
端株の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
買取手数料	次に定める算式により1株当たりの手数料金額を算定（円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額）し、これを買取った端株の数で按分した金額（円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額） (1) 1株当たり買取価格100万円以下の場合 当該金額の1.15%（2,500円に満たない場合には2,500円とする） (2) 1株当たり買取価格100万円超の場合 当該金額の0.90% + 2,500円
公告掲載方法	日本経済新聞に掲載する方法により行います
株主に対する特典	ありません

（注）1．平成18年6月26日に第4期定時株主総会決議及び各種類の優先株式に係る種類株主総会決議をもって変更した当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

また、端株の残高が現存しないことから、上記定款変更において、端株関連規定を削除しております。

2．端株の買取り事務は、当事業年度末現在では、名義書換代理人 みずほ信託銀行株式会社が取り扱ってまいりました。上記定款変更に伴い、端株関連規定を削除したため、端株の買取りは行っておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は証券取引法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者ではないため、該当事項ありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録書及びその添付書類
平成17年4月21日関東財務局長に提出。
劣後特約付無担保社債に係る発行登録書であります。
- (2) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第3期）（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）平成17年6月29日関東財務局長に提出。
- (3) 訂正発行登録書
平成17年6月29日関東財務局長に提出。
- (4) 有価証券報告書の訂正報告書
平成17年7月8日関東財務局長に提出。
平成17年6月29日提出の第3期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (5) 訂正発行登録書
平成17年7月8日関東財務局長に提出。
- (6) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成17年7月27日関東財務局長に提出。
- (7) 臨時報告書
平成17年10月3日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）及び第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (8) 訂正発行登録書
平成17年10月3日関東財務局長に提出。
- (9) 訂正発行登録書
平成17年11月30日関東財務局長に提出。
- (10) 半期報告書
（第4期中）（自平成17年4月1日至平成17年9月30日）平成17年12月27日関東財務局長に提出。
- (11) 訂正発行登録書
平成17年12月27日関東財務局長に提出。
- (12) 半期報告書の訂正報告書
平成18年1月4日関東財務局長に提出。
平成17年12月27日提出の第4期半期報告書に係る訂正報告書であります。
- (13) 訂正発行登録書
平成18年1月4日関東財務局長に提出。
- (14) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成18年1月17日関東財務局長に提出。
- (15) 訂正発行登録書
平成18年3月22日関東財務局長に提出。
- (16) 臨時報告書
平成18年3月31日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (17) 訂正発行登録書
平成18年3月31日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の監査報告書

平成17年6月27日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 甲良 好夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成17年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(9)に記載されているとおり、会社は、改正後の退職給付に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。
- (2) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(14)に記載されているとおり、会社は、その他有価証券のうち債券の相場変動を相殺するヘッジ取引の会計処理について時価ヘッジに変更している。
- (3) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月26日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 甲良 好夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成17年6月27日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 甲良 好夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成17年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 重要な会計方針7(4)に記載されているとおり、会社は、改正後の退職給付に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。
- (2) 重要な会計方針9に記載されているとおり、会社は、その他有価証券のうち債券の相場変動を相殺するヘッジ取引の会計処理について時価ヘッジに変更している。
- (3) 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成18年6月26日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほプロジェクトの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほプロジェクトの平成17年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月26日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 甲良 好夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。